

81
646

日蓮宗富士派
顯本法華宗
法論顛末

020037-000-5

81-646

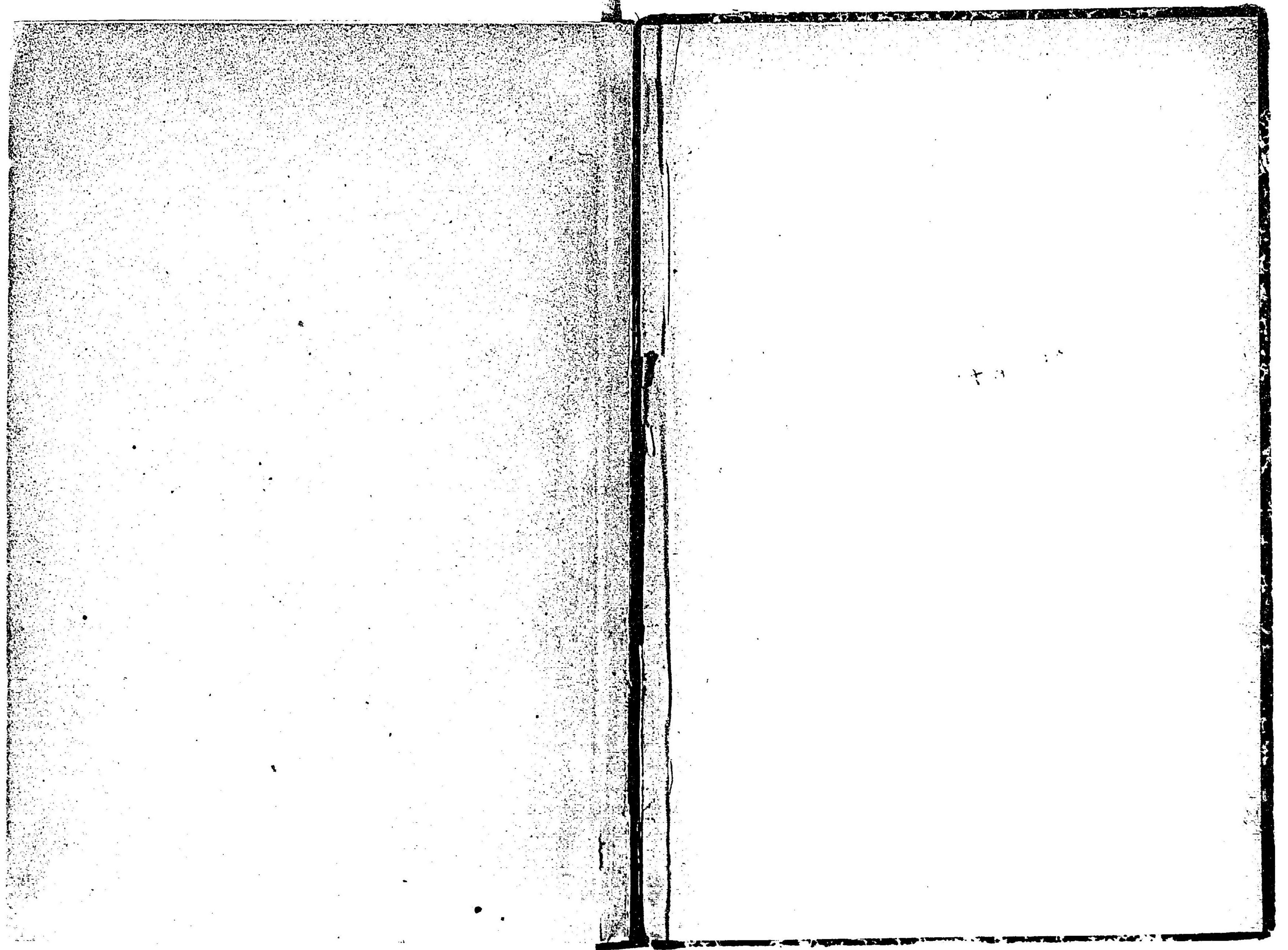
日蓮宗富士派顯本法華宗法論顛末

由井 幸吉 / 著

M34.6

ABH-0232

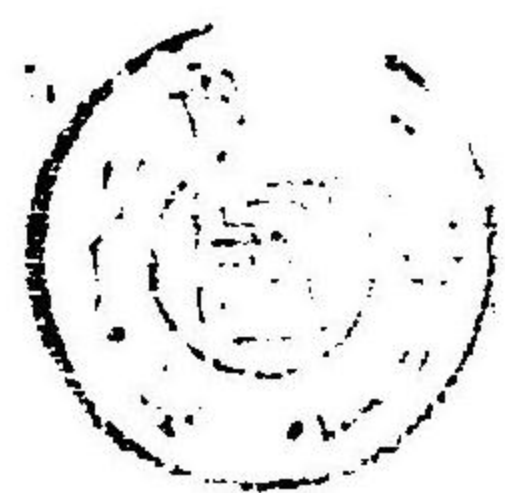




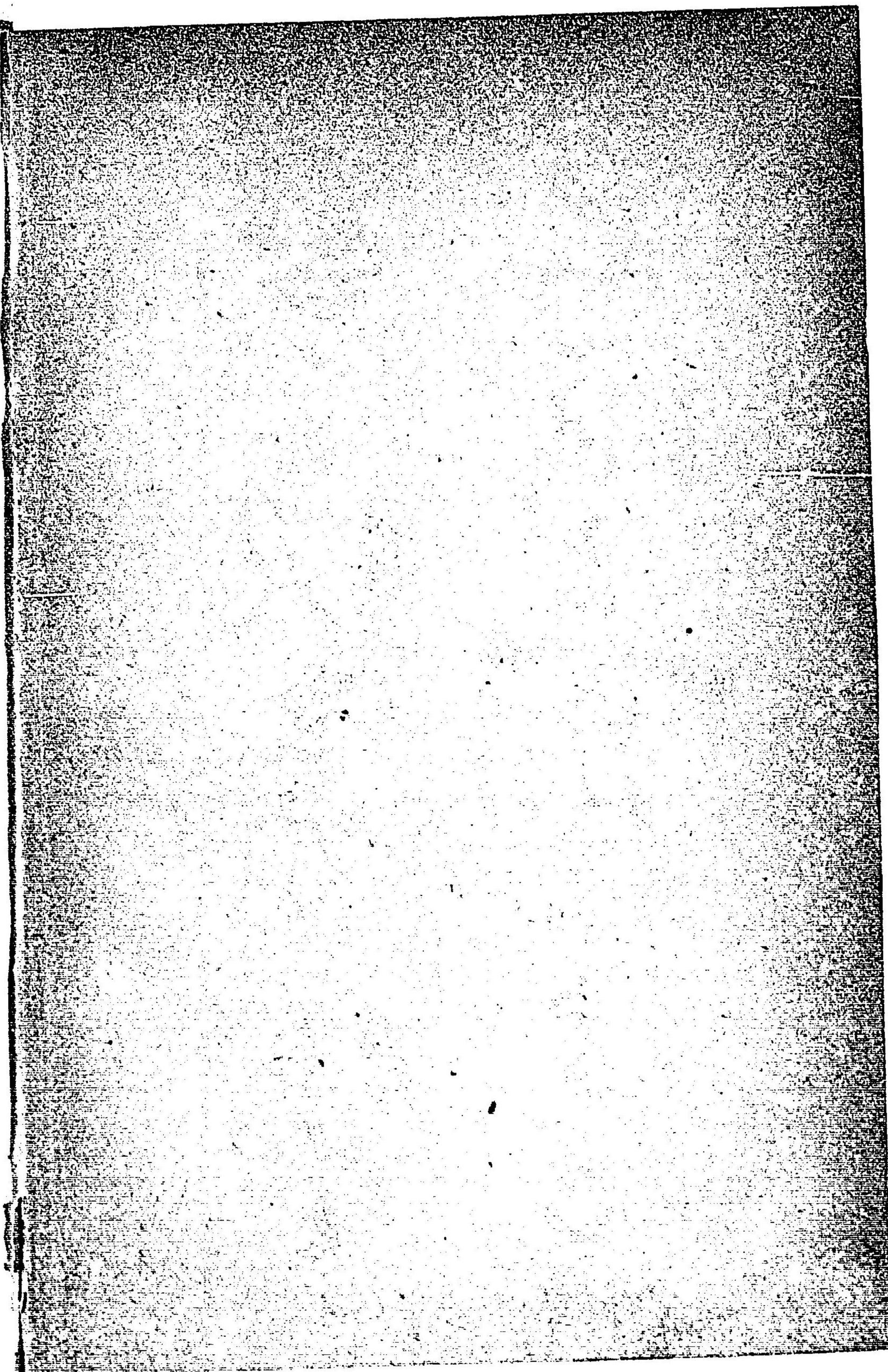


81-646

張
現
牙
好
會



魚
歲
三
可
似
好
好

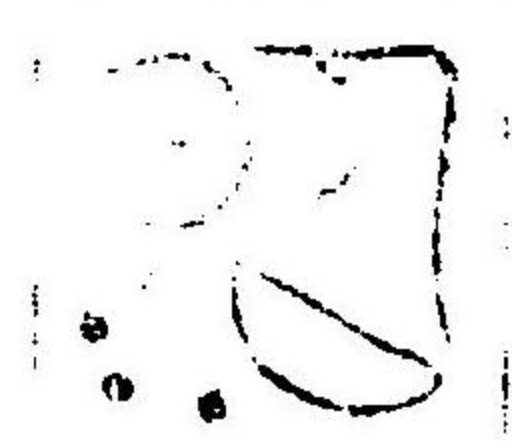


淨土ははらへん

日蓮二宗を以て成る

句の中

空照子 題并書



日蓮宗富士派對顯本法華宗法論顯末並評論

緒

論

抑も宗教家が自他教法教理の是非邪正を糾明討窮する爲め天下公衆聽聞の壇上に於て問答對論を行ふや必ず秩序を整へ責任を重し整々の陣堂々の論を以てせざる可からず蓋し問答對論の結果數多人心の信仰向背に影響する頗る重且つ大なるを以てなり故に唯だ自讃毀他の偏倚心のみを駈られ正法討訊の誠意なく虚勢を張り卑劣手段を設け對手を覆さんとするが如き事あらば徒らに人心の惑亂を致し無口の喧々を醸すに止まらんのみ況や二宗を代表し對論するをや最も慎重の態度と綿密の方法とを以てし殊に責任を重し舉宗協同し至心護法の念を以て事に當る可し然らずんば弊害尋て生し紛擾立所に到るや必せり故に問答對論を爲す者深く茲に鑑みる所あつて用意周到なるを要す

且つ夫れ問答對論を行ふ所以のものは双互の主義とする所即ち宗旨の邪正を討窮し専ら正法を顯彰し蒙を啓き迷を轉せしむるに在るを以て所謂君子の争ひならざる可からず故に區々たる感情の軋轢又は信徒寺院の争奪を主要として行ふ問答對論の如きは斷じて排斥すべきなり

蓋し對論の結果其邪なる宗徒は潔よく其正なる宗に屈伏歸入するは固より宗教家たる者の胸宇一點の私心なく皎々然として唯だ正法護持の赤誠のみあるを表白するものなれば之れ寔に好しとす寧ろ捨邪歸正は之れ佛祖の本懐、求佛道の本旨たればなり然るを正法討訊の誠意なく徒らに辯論の上に勝敗を争ひ其勝敗に一宗を賭するが如きの對論は苟も宗教家たる者の行動として目する能はざるなり對論の勝敗に一宗を賭すると云ふと捨邪歸正すと云ふと其差天淵月窟も嘗ならず賭宗の心を以てせる者は終に蠻行紛擾を醸し捨邪歸正的誠

意を懐ける者は其終了秩序整然責任を重する事は豫め知るを得べし既に賭宗なる詞名の妥當を缺けるは勿論賭宗なる心念を懐て以て對論を爲す者の胸宇求佛道なる誠意は脱却して唯だ争擾掠奪の非望漫々たるは勢ひの正に然るべきなり

曩きに日蓮宗富士派と顯本法華宗と共に一宗代表の委員を派出し對論規約を締結せられたるも顯本委員に於て手續上に缺くる所ありしを以て富士派委員は規約全部取消状を發し終に此對論は不成立に終り尋て阿部慈照師と本多日生師との法論を伊勢平樓に行はれたり予輩編者は親しく伊勢平樓に於ける法論を實見聽聞し且つ双方論師の辯論を速記したるを以て予輩は公平なる評論を爲し併て從來兩宗委員間に往復せられたる手續上も亦た該法論の關係由來する所を知るに最も必要なるを認めたるを以て其双方往復の書類等を其當事者に請ふて閱覽し順を逐ふて評論を加へ而して世の有識具眼の士の評量に供せんとす

然るに予輩編者曩きの一宗代表對論に就て兩宗諸師の意志の在る所を双方往復の書類及諸師の云爲に徴するに一宗を賭して法の邪正を決すべしとは始めより顯本方の主張要求する所富士派方に在ては法義上一宗代表の對論を行ひ邪正決定の上捨邪歸正すべしと云ふに在り故に對論規約締結せらるゝの前に於て既に富士派委員は捨邪歸正なる徳義上責任を重せらるゝ精神なるが故に對論賛成者の調印を徴し以て一宗協同の實を示めざる之に反して顯本委員は賭宗の心念なるを以て飽まで理窟の一端を執て法論決定後の去就を徴證するの手續を爲さず爰を以て同一規約の下に於て双方委員の意志は全く相反せるなり故に富士派委員は一宗代表なる重大の責任を負て顯本と對論するの不得策なるのみならず其結果紛擾に終るべきを豫知看破せられたるを以て終に委員たるの責任を重じ該對論規約全部を取消尋て更に個人的法論を舉行せられたるなり依て予輩編者は富士派委員の識見の高き且つ事の本末物の始終を正ふし整然秩序あるの行動たるに敬服せずんばあらず

故に本書を讀むの人此等の點に注意せば自から對論件手續上に於ける兩宗間の是非及法論上の邪正は明瞭なる可きなり

●法論に關する双方往復書類並に評論等

○拜啓 傳承するに貴君は目下貴宗總本山へ御登山之由而して本山にては宗祖の御涅槃會及獨立祝賀式御舉行之事とて門葉一統も御登山なされ候趣されは是を好機としてかねて交渉中の件此際一宗の公議に附し初志通り一宗を賭して法の邪正を決すべき様御取計被下度冀望仕候思ふに日蓮上人は廣宣流布の布教法として公場の問答を望ませ給ひし事は皆人の知る處に御座候其流を汲むの徒にして祖師の遺志を繼紹せりと稱する已上は法の邪正を決せんとするに當り公論の方法を採用せずして一個の私論に出でんとするが如きは宗祖に對するも法に對するも忠實のものとは到底申かたかるべしと存候本宗より貴宗を觀來らば貴宗は迷へるもの貴宗より本宗を眺むれば本宗は惑へるもの然らば這回の如き問題が生起して法論を爲すは相互共可憐の迷者を救護するの一大美事と可存筈に御座候徒に疑懼逡巡いたしなば空前の好機を逸すべく存候間何卒百方御盡力ありて法論の成立可致様願上候もしも一種の姑息論者ありて貴君等の素志を抑制するが如き事情もあらば御一報可被下候此際前約に基き自分等御本山まで罷出貴宗管長閣下及門葉御一統へ御すゝめ申も不苦候此段添て申上候敬具

明治三十三年十月廿五日

土屋 日 含 殿 外諸師御中

田 邊 善 知

○拜啓陳は廿五日附の御書狀今日落掌披見仕候處御厚志の段謝上候しかし御申越までも無御坐拙も心急ぎ居候得共何分涅槃會及祝賀會等の準備にて抄取兼居候へば涅槃會後にはどの道様子可申上候間左様御承知被下

度先は不取敢返信まで不宣

十月廿七日

田邊善知殿

土屋慈観

四

●編者云此往復書面の以前に於て尙ほ双方往復の書面あるも彌よ問答規約の締結せられんとする萌芽は此往復書面に依りて稍や成れるを知るに足るを以て其以前に於ける双方の書面は略する事とせり而して富士派宗務院に於ては嘗て土屋師等の申請を評議員會に附し其決議に依り左の指令を發せられたり

○指第四號

申請者總代 土屋慈観

去ル九月廿五日付ヲ以テ再申請ノ件本宗々制寺法第五章第七十六條第十項ノ規定ニ依リ評議員會ニ諮詢シ願ノ如ク本宗ト顯本法華宗トノ法義討究ニ關スル全權委員ヲ派出セシム

明治三十三年十一月五日

日蓮宗富士派管長大教正 大石 日 應印

○拜啓本宗管長より指令有之候間先は不取敢御念迄申上置候不宣

十一月八日

田邊善知殿

土屋慈観

○拜啓法論の件御管長の指令有之候由爲法奉賀候

就ては貴宗代表の委員は是迄の諸君なりや將又別に御任命相成候にや承度候

貴宗交渉委員確定致候は、本契約更換仕度此段御照會申上候敬具

明治三十三年十一月八日

土屋慈観殿

田邊善知

○拜啓御尋に預り候代表委員は阿部慈照一名に御座候猶貴師方の御都合のよろしき場所及日取にてよろしく候得ば御面會致度由申居られ候間御相談之上御返事願度候頓首

十一月九日

田邊善知殿

土屋慈観

○拜啓貴宗代表委員は阿部慈照君御一名の山承知仕候しかれども先般更換せし假契約には相互共參名つゝと有之候が此邊は如何なるものによ一吋申上候尤も貴宗に御差支なしとせば本宗別に彼此申す次第に無之候委員の會見は明後十一日午後一時より淺草田市慶印寺に於て致度候此旨阿部君へ御傳被下度候猶承置度は阿部君の宿所に御座候敬具

明治三十三年十一月九日

土屋慈観殿

田邊善知

○拜啓御書而只今着拜見致候處會合云云は承知致候又阿部師の宿所は當常泉寺内に候へば右御承知被下度候不宣

十一月九日

田邊善知殿

土屋慈観

●編者云以上數通の書面に依り管長の指令及委員の通知並に會見の時日場所等交渉せられ彌よ兩宗委員は豫定の所に會合し對論規約締結の前に當て富士派の委員阿部師は顯本の委員に對して曰く凡そ對論なるものは其實行せられ得べき方法を取り且つ終局を明晰ならしむるを要す若し然らずんば徒らに喧々擾々を醸すに至らん故に予は委員たるの責任を重む此對論實行に付ては幸ひ曩に本宗獨立祝賀式を吾總本山に執行お

五

るに際し全國より多數重立ちたる僧侶登山せしを以て此等に對論賛成の調印を徴したるに殆んど宗内三分二以上に達せり斯くの如にして對論の實行をも爲べく亦た對論後の去就をも決するを得べし然るを若し夫れ一宗の教權は管長が掌握するものなれば管長の命令を以て一宗編纂の信仰心迄をも壓抑支配し若し隨はざれば消極的の處分を爲さんと云ふが如きは到底言ふに易く行ふに難き所謂放言壯語たるに過ぎざるべし氏等之を了諒せられなば對論規約締結に取掛るべしと演べられしかば顯本の委員に於てもコハ尤もの事なり予等も亦た其手續を履行すべしとのことなりければ阿部師は然らば諸君必ず委員たるの責任を重じ其手續履行あるべしと約し茲に於て該對論規約は締結せられたりと果して然れば該規約の主眼とも謂つべき第九條第十條の精神も明かに解決する事を得且つ其實行を爲し得らるべきなり予輩編者は漸を遂ふて之を評論せん

○對論規約書

明治三十三年十一月十一日顯本法華宗代表委員田邊善知關田養叔井村恂也日蓮宗富士派全權委員阿部慈照土屋慈觀の五名東京市淺草區新谷町慶印寺に會見し雙方互に委員の妥當なるを認め左の對論規約を締結し其議として相互署名捺印し互に通を領す

井	村	恂	也	印
關	田	養	叔	印
田	邊	善	知	印
阿	部	慈	照	印
土	屋	慈	觀	印

對論規約

第一條 論題は左の二種とす

第一項 經卷相承と血脉相承との當否

第二項 末法に於て釋尊本佛論と宗祖本佛論との當否

第二條 引證の書目は録内四拾卷に限る

第三條 對論者は雙互三名宛を出す事

但し對論期日一週已前互に氏名を通告する事

第四條 論場は錦輝館とする事

第五條 對論は明治三十四年二月十六日より開會する事

第六條 對論の方法は左の各項に依る

第一項 對論者は相互一名宛交に辨論する事

第二項 一人の辯論中は他の發言を許さず

第三項 發言の場合は一入十五分を越ゆるべからず

第七條 勝敗決定の方法は左の各項に依る

第一項 勝敗は辯論の通塞に依る

第二項 互に自義を募り勝敗決せざるときは輿論に認る事

第三項 法論の結末を告げざるに相互の一方に於て中止を圖るときは敗者とす

第八條 敗者は勝敗決定の日より三日己内に歸伏狀を出し同時に左の各新聞雜誌に廣告する事

一朝日新聞一萬朝報一讀賣新聞一日本一二六新聞一明教新誌一日宗新報一妙宗一教友新誌一統一團報
第九條 敗者は一宗を擧げて改宗する事

但し其宗派の僧俗にして改宗を肯せざるものあるときは相互協力勸誘する事

第十條 敗者の宗派は主務省に向て改宗の手續を履行す

第十一條 對論準備委員として三名宛を出す事

第十二條 對論開始已前に關する重要な件を第八條の新聞雜誌に廣告する事

第十三條 記録者は双方より二名宛を出す事

第十四條 速記者は双方より二名宛を出す事

第十五條 各宗派管長各宗教團體及び各新聞雜誌社へ宛案内状を出す事

第十六條 對論立合人として双方より僧侶十名信徒二十名宛を出席せしむる事

第十七條 法論準備に關する細則は準備委員に於て規定する事

第十八條 對論に關する經費は經て切半負擔する事

第十九條 本規則は本年十二月十五日限り管長の認可を經て互に通告する事

追加第十一條の準備委員は管長認可の通告と同時に互に選定通告する事

以上

●編者云予輩の眼を以て該規約を視れば甚だ粗漏の點尠なしとせず即ち第九條に敗者は一宗を擧げて改宗する事と云ふは重大條項たるに拘はらず其勝敗を決定すべき方法に至ては僅かに論者辯論の通塞に依る如き最も薄弱なる方法を採り又は勝敗決せざる場合には世の輿論に訟ふる如き標準の採り様のなき漠たる手段に依れる、或は辯論時間の制限等の如き尙其他各條項に就て仔細に研究せば粗漏の塵數多あるなり然るに

此規約條項は元と顯本委員の提唱に係り富士派委員が讓歩して之を締結せられたる由なれば蓋し其間深意の在るあつて存するなるべし聞くが如くんば富士派當路者間に於ては規約條項に就て議論もありし山なるも要する所は委員が責任を重じて事に當ると云へるを以て委員に一任せられたりと故に予輩編者は既に述るが如く兩宗委員間に於て規約締結の骨子たる宗内三分二以上對論賛成者調印の事約諾せられたる上なれば固より徳義上君子的行動を以て對論實行せらるゝ事と信するを以て彼の規約條項の粗漏の如き敢て咎むるを爲さざるなり且つ夫れ無責任の言論を啖し狡猾陰險の手段を爲すは顯本徒の常套なるを以て富士派委員は之を知るの明なく漫然該規約を締結せられたりとせば之れ即ち顯本委員の術中に陥りたりとの譏りは免れざるも蓋し其胸宇裕に成算のあるは以下双方交渉の成行に徴するを得べし
○拜啓對論は規約第十九條に依り本宗管長より聽許に相成候條御通知申上候して又準備委員は左の三名に御座候

田邊善知 今成乾隨 關田養叔

明治三十三年十二月十五日

田邊善知

土屋慈觀殿 阿部慈照殿

●編者云文中本宗管長よりとあるが管長とは何人を指すにや顯本に於て現今は事務取扱にして其事務取扱は木多日生氏にあらざるや強て富士派と權衡を保たんと欲して濫りに管長と云ふ彼れの譎詐茲に於て明かなり抑も顯本の事務取扱ひたる本多日生氏は此賭宗の大法輪を宗會にも附せず評議員會にも諮論せず直に之を聽許す何そ其粗暴なるや況や其宗委員として管長と呼ばしむるの蠻勇をや蓋し宗制以上の權能ありと傲吼せる本多氏其人としては左もありなかな茲に至て想ひ起す明治廿三年の頃興門派と單稱口蓮宗と對論規

約を締結し双方管長の認可を得るの約を爲し興門派は直ちに管長の聽許を得たりしも單稱日蓮宗に於ては其當時事務取扱なりしを以て直ちに聽許せず「書面願之趣殊勝之儀に付願意を採容し宗内へ諮詢之上追て何分の指揮に及ぶべし」云云との指令なりし今ま之を願本の遣り方と對照するに其當時單稱日蓮宗の事務取扱は慎重に失したるか將た現今願本の事務取扱本多氏は果斷に過ぎたるか嗚呼專斷なるかな試に思へ縱令事務取扱なる者は其筋の特命に依るものなれば宗制以上の權能を有すとせば此大法論の終末に至り人心の向背をも支配するの能力果して本多氏之を有するか何人も先づ眉毛に唾して掛るべし若し事務取扱本多氏に願本全牒の緇素が悦服するとせんか否な本多氏の命令に服従せば宗内三分二以上對論賛成者の調印を徵する實に易々たるのみ何爲そ願本委員は言を左右に托し逃遁せるや何すれぞ宗内三分二は勿論宗内全牒の賛成調印を得て富士派をして後へに蹙若たらしめざる何そ言に壯にして行に懦なるや之に反して富士派に於ては一宗々の會の上で成立せる評議員會に諮詢して全權委員を派遣し其委員は法論實行上の責任を重し宗内三分以上の對論賛成者調印を徵し堂々の秩序を整へ以て事に當るに非ずや

○拜啓本宗委員阿部慈照師の通知に依れば本宗管長より認可に相成候由に候條御通知申上置候又準備委員は左の三名に御座候也

阿部慈照 土屋慈觀 秋山慈圓
十二月十五日 田邊善知 殿 土屋慈觀

●編者曰く此時は既に阿部慈照師は一先づ美濃國の自庵へ歸りたる後なりと故に願本宗の準備委員並に管長認可等の通知を土屋慈觀師より阿部師へ發したるなり

○拜啓先方も認可に相成候よし悦此事に御座候しかし該規約の骨子たる三分二以上の連署云云に付ては當方は其當時調ひ居候得とも先方は漸々手運致候事に約し置候へば田邊氏參上の節此の點につき定めし話有之候事と存候間其模様伺候もし話無御座候へば調否御尋被下度願候猶準備委員も承諾仕候間いつれ近日出京可仕候

十二月十八日 土屋慈觀 殿 阿部慈照

●編者云右之書面を土屋師より願本宗の田邊氏へ傳送せられしを以て田邊氏より土屋師に返信せり

○拜啓先日は參上失禮仕候只今御尋越に付左に申上候本宗は最初より輿論の歸する處一軌に出居候故賛否を檢せんが爲め調印を徵する必要無之旨阿部師へも御咄し申上置候尤も貴宗が對論後の實行を氣づかひ調印を取揃られ候に對しては本宗は爲念各所へ真俗を集め本件の顛末を報告し併せて本件決定後はいさきよく去就を決すべき様説示仕るべき旨同師へ申上置候故既に今日迄夫等の手續いたし居候間左様御承知被下べく候猶先日申上候通り本件進行上の便宜を計らんが爲め阿部師と交渉すべき必要有之候條同師御出京に相成候は御手数ながら御一報願度候々

十二月十九日 土屋慈觀 殿 田邊善知

●編者云之を或る人に聞く願本の評議員總代として今成乾隨と云人對論賛成者の調印を徵せん爲め千葉縣下に派遣せられ各所へ遊説したる際願本の前々管長たりし坂本日桓大僧正及其他の諸氏の爲めに叱咄せられたりと、願本の内証さるありなん若し輿論の歸する所一軌に出づると誇言せば對論賛成者の調印を徵する

何ぞ難しとせんや加のみならず該書中に「夫等の手續いたし居候」と云へるが眞實なりせば調印を徴する爲め遊説を試み今成氏が千葉縣下へ派遣の際却て坂本僧正等に叱嘲せられたる事も單に詭説に止まらざるが如し之に由て觀れば顯本の委員は書而上には誇言を銜ふも事實には宗内の不統一を確證して餘りありと謂ふ可し

○拜啓田邊師の返書同封の御狀落手仕候扱操言ながら當方は輿論の輿論たる證として宗會に問ひ評議員會に附して委員を出し委員は委員の責任を重じ且つ實行の得らるゝ様調印を徴したる事に候しかるに先方は唯最初よりの輿論なり或はいさぎよく去就を決すべき様「説示仕居り候」などは委員の責任を重ぜざる漠然たる言に御座候況んや是等を打消へき反對多數の意見たる別紙雜誌の證あるに於ては輿論は唯言のみ委員は責任を重ぜざる事明らか候へば先約通り至急速印を調べられ度様御照會被下度願上候敬具

十二月廿一日

土屋慈觀殿

阿部慈照

●編者云此阿部師の書中顯本宗内に反對者あるの證として明教新誌上に掲載せる顯本の僧日讓と云へる人の投書ありたるを送附せられたるものにして彼等は如何に之を辯疏すべきかを試むるの一小礫を投せられたるに過ぎざるべし顯本宗内に於て反對者あるは勿論不整頓なる事は現に事務取扱の儘に差置未だ管長の撰定だもなさいるの一事に於ても明了なりと雖も試に此一小礫を投じて彼等の内証を穿つの巧妙なる如何に顯本の委員が苦痛を感せしめは左の返書に依て知るを得べし

○拜啓早速御返事申上候阿部師は頻に調印の事を御心痛遊ばさるゝ御模様候得共本宗委員は規約以外には何事も御約束不申候唯座談としては前回申上候通り輿論の歸する處と事務局の終了を立派に致度旨申上候迄若

し兩宗間に不同意のものもあらば開は規約通り勸誘の方法を探らば可なり別段心配するには及ばぬ事かとも存居候本宗委員は最初より一宗を代表せる公の委員なれば阿部師の仰の如き無責任の事は不申上都盛に御座候且つ明教新誌御送與本宗委員の無責任を證據立てられ候へ共其は殆んど兒戯に同する事かと存じられ候新聞雜誌の記事必ずしも信を措くに足らず殊に我宗門には日讓杯申す僧侶は無之是等名もなき奴輩が少々物申したればとて多數反對の立證とも爲しがたき様存じられ候本宗の機關雜誌團報紙上には別紙の通り輿論の趨向する處を記し居候間御安神被下度候思ふに規約締結後の今日の要は規約の手續を履行すれば足る事と存じ候規約以前の事は畢竟無益の心配相互に注意すべき事かと推察仕候

十二月廿四日

阿部慈照殿

田邊善知

●編者云顯本の委員が譎詐の言辭を呟して慙ちとせざるのみならず前後撞着の詭辯を吐き恬然たるは右の書面に依るも明かなり則ち文中に規約以外には何事も御約束不申候と云にも抱はらず唯座談としては等と遜辭を構ふは抱腹すべきなり蓋し阿部師が富士派全權委員の資格を以て顯本の委員と慶印寺に會見し對論規約締結に關する事を議するに其座談と立談とに論なく一個私人的の資格を以てするにあらざる事は彼等も之を知る所なるべし然るを殊更に座談と云ふて誤魔化し去らんとし却て阿部師に急所を押へられたるおかしさ加減誠に噴飯すべきに非ずや次に新聞雜誌の記事必ずしも信を措くに足らずと云ふて明教新誌の記事を嫌ひ顯本の機關たる統一團報に掲げある得手勝手の記事を反證に挙げ來れる厚顏實に宗教家の皮を被れる一種の怪物と謂ふべし

因みに記す、右田邊氏の書面に就き明治三十四年二月二日明教新誌四五九〇號に掲げある記事を左に摘録すべし

(前畧)亦お前は我門には日讓と申者は無之と申が日讓は整々堂々顯本の法流を酌み身分相應に布教もし勉強もし嘘を吐く坊さん達を呵責し死だら佛にしてやろうと苦心慘憺して居るよ此の通りにねハイ尤もお前は前句には無之とあるが後句に「是等名もなき奴輩が少々物申たればとて多数反對の立證とも爲し難し」と申を見ると(中略)前では無しと云ひ後では有る様に云ふ兎に角上人は御尊在あらせらるゝと申事はお前の腹の中にある様じやねッレ見なさい私信なら兎も角公文的の者に然も三十字計の内ですぐ嘘をつく善知坊どうじや上人が居らんならんと云ふ事感心したろう上人が居る限りは顯本の嘘除神と成り居るんじやから奴輩などと生意氣な事を申さず表ばかりも正直にやれ顯本の情實確に反對が多いか少かは上人の託宣を待たもなかうどうしや善知師右日讓上人云云、

右の如く掲載ありしが之れ顯本の宗内反對ある明かなる證にあらざるや

○拜啓廿四日の御狀土屋師より轉送に成相候へば拜見致候處いつもながら要領を得兼候事に候間直々御尋申候故御明答願度候

- 一去十九日附の御狀に前約に違ひ調印の手續を省き説示の手續中に御座候と筆をまはされしは如何
- 一今回の御狀は規約以外に何事も御約束不申候と放言せしも良心にはちてや轉じて座談としてと遁辭致され或は終了を立派に致度旨と云なから其立派に致す最良の手續たる調印をこばみ候は如何
- 一規約通り勸誘の方法を採らば可なりとはなんたる無責任の御言葉に候哉其但し書は九條のよろこんで改宗すべき速署以外の不同意者に對しいかが手續致候やの逞唱に對し設けたる者に候もし左にあらざれば委員

の外全部不同意を唱ふるもいかゞ之を處置致候哉唯勸誘のみにとゞまらば是こそ有名無實の極と申べけれ

- 一本宗委員は公の委員なれば無責任の事は不申上つもりに候などはいはずもがな唯其の實をあけられたし
- 一我宗門に日讓杯申候僧侶無之とまじめの御申譯はいたみいり候變名の事御忘れに相成候か
- 一新聞雜記の記事必しも信を措くに足らずとは團報は新誌の内に無之候哉御尋申候

思ふに規約締結後の今日は委員其の人の責任を重し規約の實行しえらるゝ様取計か肝要と存候食言等の御振舞は御見合の上餘日も無御座候間調印の方へ手續御運被下度候勿々

十二月廿六日

田邊善知殿

阿部慈照

●編者云右阿部師の書面詰問の各點最も好く其背筋に當れり就中規約第九條の解釋の如き正當の解釋にして則ち宗内三分二以上對論賛成者調印の事ありてこそ始めて第九條の事を實行するを得べけれ若し調印の事なくんば所謂龍を畫て眼睛を點せざると一般なり、

○拜啓廿六日附御狀拜見仕候處以ての外と言掛も有之心竊に貴師等の意を疑ふに至り申候小生は是迄御尋に對しては有の儘を申上候にそれを要領を得ぬとか又は無責任とか甚だ隠ならざる言辭を弄され申候に至ては貴師等は大事の法論を御忘却に相成候はぬにやと疑はれ申候無用の事とは存候得共御尋越の條項に對し左に答辯仕候

- (一)前約に違ひ調印を省き説示中に御座候と筆をまげられ候は如何
- (答)小生の書狀には此の如き事は書き不申候下書保存致居候間御再讀を乞ふ
- (二)の答規約以外に何事も御約束申さぬ事は隠れなき事實若し之れをしも強みんとならは双方委員會合の上打

合可申候而るを放言杯と仰せらるゝはそれぞ御良心に耻づる處はなきや又座談を座談と記すは當然の事又終了を立派にするは法論決定後に屬すること最初より調印杯をそろふるは偶々以て宗門の不統一を反證するに過ぎず吾門の如きは主権者が是なりと認定したる已上は教義上宗教家の動作として否や申すものは無御座候

(三)の答規約面より申上たる次第然るを無責任杯とは少しく過言には無之哉敢て考慮を煩はし申候既に申上候通り本宗委員は一人の資格にあらざ一宗を代表したる公の委員に御座候故に我輩の一舉手一投足は悉く一宗の動作に御座候個々の調印を求めねば法論が出来ぬ杯と稱する宗派と同一視し玉ふ勿れ

(四)の答前答に明了なり口實なきにも拘はらず敢て之を捏造せんとするの嫌ある貴宗にこそ却て望ましき事に御座候

(五)の答變名杯を用ゆるは既に公々然たるものにあらざ之を以て反對者多數の證なり杯と仰せらるゝ近頃以て粗忽の感有之候

(六)の答兒戯に類する御尋再讀を促し申候已上畧答迄

吾門は規約締結の際申上候通一々調印を求むる必要無之候間此點に付ては御心配無之様申入候規約に規定せられたる準備手續を進行せしむるが一番の肝要に御座候間茲に改て左の件を請求に及申候明治三十四年一月八日正午より淺草田甫慶印寺に双方の委員會合し諸新聞及雜誌への廣告文又は各所へ發達すべき案内狀の取極を致度候勿々

十二月廿七日

田邊善知

阿部慈照殿

●編者云顯本委員は富士派委員の照會に對し言ひ掛りなる語を以て瞞却せんとす何ぞそれ横着なるや殊に彼れは云く「調印杯をそろふるは偶々以て宗門の不統一を反證するに過ぎず」と云云と奇怪なる筆法もあるものかな謎に盗人にも三つの理ありとか云へり然れども正義の前には曲理は到底存立する能はざるなり今云く調印を取揃るを以て宗門の不統一を反證すと云は、調印をも徴し得ず無責任に誇術の放言を爲し事實の人をして信せしむるなきを以て正に宗門統一を確證すと謂ふべきか果して然りとせば顯本の委員は道理に乘て狂馳せるものなり斯の如く顯本の委員は杓子定義より割出したる言語筆法を以て他の條理整然たる云爲に對し瞞却せんとす是ぞ所謂偶々以て顯本宗内の不統一を反證する者に非ずや而して顯本委員は動もすれば云く主権者が是なりと認定したる以上は否や云ふ者なしと實に然り教家の動作としては斯くあらまほしき事なり然るに顯本委員の言語のみは誠に立派なり如何せん事實は全く之れと反するを若し主権者の是なりと認定したる已上其宗門に異義を挿む者なしとせば彼の調印の如きは立所に取揃ふるを得べし何を苦しんで致々として言譯けに務むるの迂陋を之れ爲すを要せんや言語が立派なれば事實行動の上にも立派に之を表明し得る丈の證左を徴し來て富士派委員は勿論天下人士が顯本の内証に懐きつゝある疑團を氷解せしむる亦た可ならずや既に夫れ世の幾多の人士をして好し事務上にもあれ權勢の爭奪にもあれ顯本が内証ありて今に管長をも撰定し得ず事務取扱のまゝに爲しあるは取りも直さず宗内の不統一統を認めしむる者なるに於ては勢ひとして對論の結果最も大切な信仰の去就を決すべき場合則ち法論決定後の事を先つ以て疑ふは至當の事なりとすかゝる状況なるにも拘はらず教義上の事はまた格別なれば主権者と俱に宗内の細素殘らず去就を共にすべしと云ふと雖も之を信せしむる丈の證左のあらざる限りは百漫陀羅誇言を放つと

も世の人士は金輪在疑團を氷解せず尙ほ更に調印をそらふるは宗門の不統一を反證する杯の言を吐くは恰も無頼漢の言語に類する者にして自己が責任を重ぜず調印を徴する能はざる事を反證するものなり、次に顯本の委員は屢々云く一宗を代表したる公の委員と又云く我輩の一舉手一投足悉く一宗の動作と、さもそうずさもありなんかな然れとも思ひ知られよ後日に至り氏等の化の皮は剝がれ馬脚の顯れ来るをそは順次に之を評論せん

○賀 正

拜啓新年早々の事に候間項を略して御尋申上候三項は甚だ漠たる答辯に候へば御熟考の上再答願候猶貴師方は唯からさわざにさわぎさへすればそれにて事足る様相見へ候に付き當方よりの要求容られざる間は何事の御求にも難應候敬具

明治三十四年一月八日

田 邊 善 知 殿

阿 部 慈 照

○謹 賀 新 年

八日附の御狀披見仕候處前略答中の條項に對し漠たる答辯云々の事に候へ共そは能く往復書類を御熟讀被下候は、明了する事と存候されど爲念左に申上候貴師の三項と仰せらるゝは第一項より第三項までを申さるゝにはあらざるべし、定めし第三項を指すならんか果して余の想像の如くなりせば答辯の意明了なりと存じ居候其故は貴師が顯本の委員は無責任と申さるゝにより我等は一宗を代表したる公の委員なれば言々句々責任ありとの意を答辯したるにあれば何にも漠たる事はなきかと存候からさげ云云とは餘り邪推かと存候本宗は却て其事貴師にありはせぬかと存居る位に御座候當方の要求とは何等の御要求なりや伺上候若し調印の事

なりとせばそは最初より其必要を認めぬ本宗が御請求ありとするもそれに應ずべき様も無之候況や規約已外何等の約束もなきに御要求なさるゝは所謂事を左右に托すと申すもの豈に何んすれぞ撈揆可申要あらんや少しく御反省可被下候

若し書面の往復にて不了解の點々も有之候は、至急出京あれ拜肩打合可申上候對論期日も切迫致居候故萬一御差支も候はば萬事土屋師へ御一任被下度候拜具

一月八日

阿 部 慈 照 殿

田 邊 善 知

●編者云顯本委員は富士派委員より再度の詰問に接し狼狽の狀殆んど書面の上に顯はる顯本の委員は曩きに規約締結前に於ける約諾に違ひ且つ又た規約第九條の實行の事を詰問せられ之れに確答を爲さず徒らに言語を飾り我等は一宗を代表したる公の委員なれば言々句々責任あり等と云ふのみにして其言々句々の責任を重せざるなり茲に至て彼れ顯本委員は終に其横着の本性を顯はし來りフテ腐れの暴言を放つに至る抑も顯本委員は當然徴すべき調印を徴せずして言を左右に托し事を大まかに云爲すは對論決定後の去就を立派に爲すに意あらずして或る卑劣手段を執らんとするを富士派委員に看破せられから騒ぎに騒ぐと言はれしは最も適評にして顯本委員の無責任を叱責する誠に痛快愉絶と云ふべし

○請 求 書

規約十五條に掲げたる案内狀及び第十二條に依り廣告の準備を始め傍聽者規定論場借入等諸般打合せの爲め委員會開會仕度候間本月十五日正午より慶印寺へ御會合相成度此段再度及請求候也

顯本法華宗準備委員

田邊善知 今成乾隨 關田養叔

日蓮宗富士派準備委員

阿部慈照殿 土屋慈觀殿 秋山慈圓殿

●編者云願本の委員は富士派委員の詰問に對し言窮し意盡き困憊堪ゆる能はず動もすれば自から馬脚を顯はすを以て百方苦慮の上何んとかして富士派委員照會の鋭鋒を遮けんとし漸く一方の血路を見出し此方面に牽制するの拙策を執り來る富士派委員の炯眼既に先見の明あり何ぞ彼等の手盛りを喰ふべけんや

○拜啓先約たる三分二以上の調印要求容れられざる間は何等の請求にも難應候間爲御念再度申上置候敬具

一月十四日

田邊善知殿

阿部慈照

●編者云該書面は言簡にして意豐富なり他日迅雷耳を掩ふに違わらざらしむるの微候此時に顯はれ來れるにも拘はらず願本委員の空氣なる之を悟らず其昏盲怒笑すべきなり

○拜啓左に御尋申上候

一 本日の書狀は阿部師一個の取扱にや

二 阿部師は御出京なりや

三 貴宗準備委員は御會合に相成候哉

四 十五日に開會すべき委員會の請求に對し貴宗委員は何等の協定を爲され候哉

右至急御回答被下度願上候勿々

一月十四日

田邊善知

土屋慈觀殿

別紙調印の上阿部師へ御渡し被下度甚だ恐縮には候へ共阿部師の云爲は貴宗派の面目を汚損すること實に多大と存候間貴師よりも充分御注告被成下度爲法切望の至りに御座候

○拜啓

御狀土屋師より轉送相成候故一覽仕候處實に意外之中越爲法痛嘆罷在候

調印の件は屢々申上候通り本宗委員は其口約だも不致候に先約杯と仰せらるゝは甚だ不徳義千萬全く宗教家の行動にあらざ翻然可然候

準備委員としては既に再度迄請求に及びし如く規約に基ける諸準備より外一の爲すべきを知らず否寧ろ規約以外の行動は規約其ものが我等をして嚴禁せしめ居候然るに貴師が我等を廻ひ規約を無視して敢て之を爲す其不法寛恕すべきにあらざ依て自今調印云々の件は如何に申越に相成共我輩が規約締結委員としても將又準備委員としても富士派委員の請求とは認定致間敷候隨て貴師が本宗委員の請求に對して何等の請求にも難應と申さるゝは越權不法の所爲と斷定仕候乍併貴師が此書を見て自己の非理誤解を頓悟するに至らば既往は追窮すべからず候此段法論の大事に面じ我輩一個の厚意として特に申進候勿々

一月十四日

田邊善知

阿部慈照殿

●編者云該書面中最も注目すべきは其口約だも致さずと云へると規約締結委員としてもと云へる文言なり予輩編者既に前に評論せるが如くにして其口約だも致さる者が何爲ぞ座談としては云云夫等の手續致居候等と云ふの要あらんや又た規約締結委員たる名稱は頗る奇怪なりとす何となれば對論規約は一宗代表委員

として締結せられたる者にして締結委員として規約を締結せるには非ざる可し故に該規約書に顯本法華宗代表委員と明記せり然れば規約締結委員なる名稱を唱ふる彼れの底意詐謀の此間に伏在せるを知る可し

○拜啓阿部師は一日出京され共四五日後に亦來る由申置他出被致候間飯寺次第御通知可申候尙委員會合は昨日通知致置候通りに御座候間此旨御了承被下べく候已上

一月十五日

田邊善知殿

土屋慈觀

●編者云既に顯本委員の胸裡を看破せる富士派委員の態度續々たり顯本の委員を醜弄するの状恰も靴を堂上に轉ずるの趣きあり而して彼をして機變に應ずるの餘地を與へず又又端倪する能はざらしむ何ぞ其操縦の妙なるや

拜啓昨日四ヶ條御尋申候處只今御回答被下候へ共阿部師出京の事を除の外何分不分明に付甚だ御手数ながら一三四の條目一々御回答相成度願上候書中「委員會合は昨日通知致置候通」とは阿部師の書狀を指し玉ふにや伺上候本日書狀にては別に通知狀御發送に相成候様讀領致候も小生の手には貴宗準備委員として本宗準備委員の請求に對しては未だ何等の回答にも通知にも接し不申候又阿部師は出京中何方へ御滞在にや何度候右至急御回答を煩はし申候勿々

一月十五日

土屋慈觀殿

田邊善知

追而 貴宗管長大石日應上人目下在京中の由傳承仕候が事實なりや否や若し事實とせば法論進行上面會の要

有之候間御序に御回答被下度願上候

○拜啓一二條目の御尋は先例御忘に相成候歟去年十二月二十七日附の貴狀の草稿御覽に相成候は、明了に候(尤も草稿御扣のよしに候へば)又本宗管長に面會の要有之候との方角違ひの八つ當りは御免蒙り候尙阿部師滞在は當寺に候併し昨日御通知致置候通り不在に候間歸り次第御通知可申候勿々

三十四年一月十六日

田邊善知殿

土屋慈觀

○拜啓昨日の御手紙あまりに不分明故之を明了ならしめんが爲め條目を追て回答を促申候處只今の貴書によれば先例に倣ひしとか去年十二月廿七日附の草稿を一覽せよとか仰越に相成候が是れ却て違例を好例と御見違ひ遊ばしたる證據ならずや本月十五日附の貴書と小生が差上候分と對照し來らば其違例明了可致候所詮十四日附御尋申候件々不分明に付再度照會申したるまで何にも曲筆弄文無用の事を嗽々するには及ぶまじと存候間(一)(三)(四)の條目御明答有之度三度及請求候

次に貴派管長滞在の有無を照會したるに、一方角違の八つ當りは御免り候とは眞面目の御挨拶として難受取候我々が貴派管長の所在を認め面會を要する所以のもの大に有之と雖も貴師の如き滑稽然たる言辭を弄し玉ふ御方に眞面目に書狀にて御尋申すは終に徒勞の業ゆへ何れ他の方法にて進路を開く事と可致候阿部師の事は承知仕候又先刻一寸御案内迄申上置候ひしが來る二十日正午より南松山町法成寺にて演說開會仕候間御出向被下候勿々

一月十六日

土屋慈觀殿

田邊善和

◎對論規約取消狀

貴宗委員は宗内三分二以上の對論賛成者の調印を徵せざる故對論規約第九條及第十條は空文に屬するに付本宗委員は責任を重じ上管長に對して下調印を徵したる宗内三分二以上の賛成者に對し責を引き本宗管長へ對論規約認可取消請願仕候處聽許に相成候間明治三十三年十一月十一日附を以て相互委員間に締結せし對論規約全部今般取消候に付此段及通知候以上

明治三十四年一月十七日

日蓮宗富士派全權委員

阿部

慈照

土屋

慈觀

顯本法華宗總代表委員

田邊善知殿

關根養叔殿

井村恂也殿

●編者云霹靂轟然顯本委員の頭上に落下し來る彼等は周章狼狽を奪はれ魂を消し終に常識を失し始んと舉措を亂す即ち窮迫悶絶忽ち夜叉羅刹の特性を現し死物狂ひの狂態を演ずるに至れりンハ是より已後彼等の行動に徵するを得べし抑も富士派委員の云爲行動や秩序あり本末あり一言たりとも苟且にせず一語たりとも輕躁にせず慎重の態度を執て其責任を明かにす實に皎々然として君子の行動云爲たり宜なるかな滿天下有識之士之に同情を表し欽仰の意を寄すること顯本委員は之れに反し約諾を重せず食言を恕せず規約成立の骨子を蹂躪し誇張の言を銜ひ陷罪を設け怨毒を帶ぶ誹謗百出欺瞞停止する所なし爰を以て一部分の彼等に心を寄する同臭味の者を除くの外は皆な悉く彼等の卑劣を惡み之を彈斥せざるはなし亦た富士派委員が

該取消狀を發するに及ひたるは其基因する所全く顯本委員の誹謗に在り富士派委員は顯本委員誹謗欺瞞の奸手段に富めるを豫知せるを以て慎重綿密に彼等の云爲行動と彼等宗内の狀況とを調査するに時日を重ね彼等が眞摯に對論後の去就を潔くするの底意なく唯た彼等一部分の者が爲にする所ありて其聲のみを大にし此對論を口實として彼等宗内從來反對者の勢焰を鎮撫するの具に供せんどの猶手段も含蓄せられたる等の證左を収集し遂に斷乎として該取消狀を發し彼等の非を告白せられたるなり故に富士派委員の舉措たるや寔に一宗委員の舉措として其秩序を誤らず本末輕重の分を明かにせる者なるが故に滿天下有識之士の稱讃して止まざる所以なり然るに該取消狀を發せらるゝや顯本の委員等は毒言を放て云く富士派は逃避せりとコハ顯本の委員等は自己の非を掩ひかくさんが爲めに此の中傷の毒言を吐くに過ぎず彼れの卑劣囁却の手段皆な此類なり而して富士派委員が逃避の策に出たるに非ず却て彼等に大打撃を與へたる者なる事は前掲する双方の往復書狀に徵照せば其由來する所正に以て明かなりとす故に該取消狀を發せられたるは最も至當の事にして顯本委員の頭上に霹靂震撼する所以の者は實に顯本委員が無責任の陰雲を醸したるに依る事を知らざる可からず而して顯本の委員等は規約第七條第三項に法論の結末を告げざるに相互の一方に於て中止を圖るときは敗者とすと云へる條項を誤用曲解して富士派は敗北せりと云へり是れ等は三藏の童子と雖も抱腹絶倒すべし之れ顯本委員等が常識を失し精神錯亂して此不韋の囂言を吐くものなり夫れ規約第七條第三項は法論決定法を示したるものにして未だ法論にも取掛らず規約實行上の手續に就て顯本委員の無責任なる到底法論實行すべからざるを以て該取消狀を發せられたるなれば彼の第七條第三項を引合に持ち來るは毫も當らず則ち彼等が窮迫悶絶死物狂ひの狂態を演ずる誠に見易き證左なりとす而して該取消狀に付顯本委員の無責任を告白し富士派委員自己の責を引く之れ進退度あり舉措法ありて言行共に一致し徳

義に適合す彼の顯本委員の無謀傲慢卑劣暴慢に比して其差果して如何殆んど天淵も管ならざるなり富士派委員の云爲は恰も威儀儼然として而かも温厚佛の如く慈悲を本とす顯本委員の行動は猶ほ慎悲の惡相を現したる夜叉の如く慳貪嫉妬を懷く嗚呼富士派委員の如くにして始めて舉手投足總べて一宗の行動と謂ふを得べく顯本委員の如き言行一致せざる者誰れか宗教家を以て目せんや抑も此大法論は顯本委員の無責任に基因し該取消狀を發し終結を告げらる茲に於て予輩等は富士派委員の盡瘁最も多大なるを感謝すると共に其終了の秩序あり本末ある行動たるに滿天下有識の士と共に敬意を表し謹て富士派萬々歳を絶叫三唱する所以なり、

右の如く該對論は顯本委員の無責任なるに依り不成立となり結了を告げしを以て富士派委員は該取消狀を明教新誌に廣告し且つ其顛末を公衆に知らしむる爲め一月廿日東京江東伊勢平樓に大演說會を開けり出席の辯士は有元廣賀師阿部慈照師釋妙覺師土屋慈觀師大石日應上人の諸大徳にて阿部師は對論件の顛末を報告し併せて取消狀を發したる理由を辯明し大石日應上人は顯本の者等は取消狀を受取り定めて茫然自失せるなるべし故に彼等に研究の材料を與ふべければ宜しく明答せよとて左の七ヶ點の質問書を印刷に附し聽衆に配附せられたり

○顯本法華宗に對して質問

- 第一 一品二半に二意あり熟れの配立を取るや
- 第二 顯本に五義あり顯本宗の顯本は何れを本とするや
- 第三 宗祖所顯の大漫茶羅は其の實跡何物なるや
- 第四 宗祖所顯の漫茶羅中佛菩薩の列座の次第會座に違ふが如きは如何

第五 宗祖所顯の本尊年度に依り所顯の(或は善德佛十方分身の諸佛を普し或は之を除かず)不同のある理由何如

第六 宗祖所顯本尊中の記録に佛滅後二千二百二十餘年或は三十餘年と記し給ふ差別並に文永建治の御本尊に二千二百三十餘年と記し給ふ理由は如何

第七 宗祖所顯の本尊の中央に南無妙法蓮華經日蓮判と大書し釋迦多寶の二佛等は傍らに細字を以て書し給ふ理由は如何 以上

明治三十四年一月廿日 日蓮宗富士派 法道會員

斯くて當日は聽衆五百餘名中に顯本の田邊今成等も來り暴評を爲して警官に叱られたる杯苦笑の外なく出席辯師は各自卓説を演説し其閉會を告ぐるや聽衆は富士派萬歳を歡呼して無事散會せり、顯本の者共は取消狀を受取り悶絶措く能はず智惠袋を搾り百方考案の上漸く數日の後左の書狀を送附し來れりと

○對論規約締結取消狀に對する通告

明治三十四年一月十七日ル便配達證明附にて送附し來れる對論規約取消狀は全く規約を無視したる没理の非行にして我等が規約締結委員の任務を終へる今日に關與すべき限にあらざ此段及通告候也

明治三十四年一月廿一日

田邊善知
關田養叔
井村恂也

阿部慈照殿
土屋慈觀殿

●編者云該通知状を見るに文中規約を無視したりと云ふと雖も其無視したるの事由を擧げず没理の非行と云ふと雖も其没理の所以を云はず漫然漠乎として此罵詈言を列ね來る何ぞ夫れ常議なく且つ人間一遁りの禮義だも辨へざるや富士派委員の取消状には明かに顯本委員が規約を空文に屬したるの理由事實を擧ぐ然るを單に没理非行と云へるも其没理非行は却て顯本委員にあるに非ずや之に依て之を觀れば顯本委員の言辭の如きは雲助胡麻の蠅的の者と雖もよもや之を言ふを憚るるべし蓋し下等無教育なる人物はあらゆる惡言を澤山に並べさへすればそれにて自己は最も恐らき者と思へると一般顯本委員も亦た斯の如き歟抑も田邊等諸氏の無責任なる此の通告状に自から表白して餘蘊なし則ち文中に云「我等が規約締結委員の任務を終へる今日に關與すべき限にあらざり」として取消状に取合すとす口實を設けたるも之れ却て彼れが馬脚を現はすに至りたるこそ笑止なれ顯本委員は取消状を發せられざるの前は努めて眞顔を装ひつゝありしも取消状なる打撃を蒙りて忽ち狂亂煩悶其本性たる夜叉羅刹の惡相を現し來る事恰も稗史に於ける玉藻の前が阿部安則の爲に其妖怪なる事を看破せられ終に三國傳來金毛九毛の老狐たる本性を現はし那須野が原に飛び去り殺生石となり尙ほも毒氣を吐きしが後ち玄翁和尚の爲めに粉碎せられたると酷似するものありて今予輩編者が此評論なる鐵鎚を彼等の頭上に下す亦た一奇にあらざや抑も前に云ふ如く田邊等の諸氏は對論規約書には立派に顯本法華宗代表委員と明記し又た往復中の書面には二三回も一宗を代表せる公の委員なりと公言し十二月廿七日の書面には最も怒るに「本宗委員は一人の資格にあらざ一宗を代表したる委員に御座候故に一舉手一投足は悉く一宗の動作に御座候」と明言せり此等の書面は正に規約締結後に發せられたる者なる事は喋々を要せず然れば都合好き場合には一舉手一投足悉く一宗の動作と誇り都合悪しき場合には締結委員の任務を終へると逃げ出放題出鱈目にて毫も責任を思はず誹謗奸惡なる事比々皆然

かなり加のみならず田邊氏等は富士派全權委員と強て資格上の權衡を保たんが爲め恰も廿七八年役に於ける日清媾和談判の際アットリソングが其資格なしとて突き戻されたるが如き事あらんを危懼して規約書には顯本法華宗代表委員と詐稱せるか又たは取消状なる鋭鋒を避けん爲めに規約締結委員なる名目を私に附して任務を終へる今日に關與すべき限りにあらざり杯と遁辭を構へたるが兩者孰れぞや顯本法華宗代表委員と云へるは詐稱か規約締結委員と云へるは遁辭か必ず其の一偽りならざるべからず然らば無責任なる事は自から表證して明かなるにあらざり既に往復書中には一宗を代表せる公の委員なればと放言誇稱せるにも拘はらず忽ち資格を落して規約締結委員等と云ふは是れ確かに自から欺き他を欺くものにして斯くても尙ほ言々句々責任を重せる宗教家の云爲と誇稱し得るとせば顯本の人達の所謂責任を重ずる宗教家の行動なるものは寔に欺悞誹詐なる顯本委員自己の代名詞なりしなり顯本の人達は常に斯の如き精神を以て富士派委員を陥穽せんと努めつゝもりし惡手段なりし事は茲に至て全く暴露せられ永く其金毛九尾の本性を掩ひ匿す事能はざるに至れり、而して富士派委員は該通告状に取り合ふの必要なきを以て打捨置かれしかは顯本の徒は熱脇にも左の請求状を送り來れり

○請 求 状

本月八日附を以て委員會を請求致置候處貴派委員は事を左右に托し本宗委員の請求に應せざりしが最早對論期日愈切迫致候條來る廿八日正午より慶印寺に於て双互委員會合致度候間屹度可被應請求此段三度得貴意候也

明治三十四年一月廿四日

顯本法華宗準備委員

田邊善知

今成乾隨

關田義叔

日蓮宗富士派準備委員

土屋慈觀殿

阿部慈照殿

秋山慈圓殿

●編者云く右の如く勝手の文句を並べたる請求状は對論取消状には關與せずとの意よりして送り來れる者なるべしと雖も恰も是れ十日の菊六日の苜蒲宗祖の所謂喧嘩過ぎてのちざりきなるものにして一切無効復た取合ふの必要なきものなり而して顯本宗は二月十日淺草土富店妙經寺に於て富士派にげたし報告演説を聞會せり其光景は二月十八日日宗新報の記事を左に抄録せん云く

田邊善知僧都は日蓮宗富士派遁走てふ演題にて賭宗問答の規約成立迄の事情を惡口交りにて縷述し圖に乘り取消云云を説きて富士派を罵倒せり而して師は富士派の取消状に對する答書を發せりとて書面の所々をぬき讀せり此時日蓮宗正法明鏡會創業員江羅直三郎氏は起立して辯士田邊師に向つて喘着するにあらざれば其全文を朗讀すべしと云ふ師躊躇ついで朗讀するを得ず加之論調亂れて更に顔色なし云云猶田邊師は富士派より顯本宗への質問七ヶ條の第七の條項を辯するや富士派管長大石日應師質問を試みられたり委員間の往復文章談話等は如何に附會するも偽るも予は咎めず法門を顛倒して邪義を述ふるに於ては聞ずてならず問答すべしとて演壇に上る聽衆拍手して問答すべしとどなる田邊師は身毛悚然として問答に應せず言を左右に托してこそ々々演壇を下りて遁走せり云云、而して富士派委員の取り合はざる爲め取り付く島もなければ痴氣筋にも亦た左の請求状を送附せり

○請求状

對論開始期日は愈々明後十六日に候へは準備委員御遣可被下候若し準備委員の派遣無之時は貴派宗義の邪義なるを自覺したるものと認め可申此段請求旁申入置候也

明治三十四年二月十四日

顯本法華宗準備委員

田邊善知

今成乾隨

關田義叔

日蓮宗富士派管長 大石 日應 殿

●編者云該書狀に對し富士派より左の書面を附して返戻せり

○別紙請求状は相當の手續を經由せざる不替のものたるに就き返戻す

二月十五日

日蓮宗富士派管長大石日應

侍史阿部慈照

田邊善知殿 外二名御中

●編者云く十六日イ便にて亦々同請求状を田邊氏より送る故に猶を亦た左の書を附して送り返さる

○別紙請求状は前回同様相當の手續を經由せざるものに就き返戻す

二月十六日

日蓮宗富士派管長大石日應

侍史阿部慈照

田邊善和 殿

●編者云右の如く幾度請求状を送り來るも固より受理するの限りにあらざれば其都度返戻せられければ彼も致し方なしと思ひけん左の端書を送り來る

○請求状再度郵送致候處相當の手續を經來れとの事に候が右は如何の手續を經由せば可なりや照會に及候宗内の事務と外交問題とを區別して回答にあづかり度候

二月十六日

妙經寺内法論事務所

常泉寺内法論事務所御中

●編者云く顯本の徒如何に詐謀に富めるも百計茲に盡き終に此の端書にて顯本徒が對論上に噉々せる息氣は

事實上全く絶へ畢ぬ嗚呼何ぞ終了の意氣地なく見苦るしきや顯本宗の所爲は龍頭に始まり蛇尾に終る之れ初めより富士派委員が彼等の心事を看破し操縦自在なると與奪巧妙なると其中自から整然たる秩序慎重なる態度のあるあつて秋毫も犯す可からざるにより終に顯本宗の徒は最も見苦るしき此對論件の最後を遂げ畢りぬるなり

○對論規約取消後の顛末 該對論件は顯本委員無責任の爲め成立を見る能はず充分に顯本委員の云爲行動共に責任を重ぜざる醜陋を滿天下に表白し彼等は終に斃れけり然れども彼等の怨念永く三惡道に彷徨せるを憐み阿部慈照師は一私人として彼等の怨念を引導せんと左の印刷廣告を配附せられたり

○廣告

論・題

- 一 經卷相承と血脉相承との當否
- 一 末法に於て釋尊本佛論と宗祖本佛論との當否
- 引 證 書 目
- 一 録内四拾卷に限る

右の項にて對手を擇はず公場に於て討論致度候間至急申込を待つ

本所區向島小梅町常泉寺寓

日蓮宗富士派僧 阿 部 慈 照

顯本法華宗僧侶 御中

右の如く廣告を配附せられたるも誰一人對手にならんとて申出る者なし

因みに記す富士派諸師の行動や其一宗委員的たると其個人的と其分を明かにし顯本の徒をして後へに睨若たらしめ彼等の卑劣を表白せられたるは滿天下有識の士の稱讃措く能はざる所なるが頑迷なる顯本徒は富士派の名聲擧れば擧る丈ひがみ根性を起し何んとかして中傷せんものと新聞雜誌等に屢々不祥の記事を投書し(彼の機關統一團報には尙更曲筆を以て毒言惡口を書き列ねたり)たりしも固より一笑に附し去られしが其中に就て最も甚だしき者に就て左の文を二月十八日の明教新誌に掲載せられたり

○取消請求書 貴誌二月十二日發行の第四五九五號雜報欄内に顯本法華宗對日蓮宗富士派法論不成立真相と題する事項御掲載の所全く事實相違に候其事由並に證左左に

一一宗を賭して對論を執行せん云々とは本宗より顯本方に申込たるに非ず却て顯本方より當方へ迫り來れるなり其證昨年十月廿五日附顯本の田邊善知氏よりの書狀に曰く(前略)かねて交渉中の件此際一宗の公議に附し初志通り一宗を賭して法の邪正を決すべき様御取計被下度冀望仕候云云(後略)右に因るも賭宗云云を當方より申込みたるに非らざる事明けし然れども顯本方より屢々迫り來れるを以て當方は本宗管長に申請し左の指令を得たり云く去る九月廿五日附を以て申請の件本宗々制寺法第五章第七十六條第十項の規定に依り評議員會に諮詢し願の如く本宗と顯本法華宗との法議討究に關する全權委員を派出せしむ明治三十三年十一月五日管長大石日應と又評議員は宗會に於て選定したるものにして其評議員會に管長が諮詢して決したるなれば末派緇素か反抗するが如き謂れなき事は勿論其形跡だもなき事亦た明かなり而して斯の如く指令を得て本宗全權委員は進て彼の規約を締結したり尤も本宗全權委員は規約締結前に於て賭宗對論成立上の實行を氣遣ひ宗内三分二以上賛成者の調印を徴したるものなり依て對論を取消さんとしたる第一の原因と云へる事項は總て事實と相違せるものなり次に規約第二條の引證書目を録内

四十巻に限られたるを不利益となし變更を申込み拒絶せられたりとは是亦大に誤れり何となれば顯本如き相手するに録内四十巻はさて置き四十巻の内一卷の祖書にても澤山なり元來蓮祖の法流を汲むの宗派にして録内録外を依用するは一般の慣例なりと雖も顯本は録外を嫌ふの僻あるを以て該規約にも顯本の要求を容れ録内丈を引證とせるは之れ暫く彼れが得手とする所に與へたる者にして寧ろ吾が度量を暗示したるものなれば何ぞ之を變更するの必要若しくは變更申込み等の恐を爲さんや依て其第二の原因と云へる事項は總て事實無根なる者なり次に本宗は比較上寺院の數僧侶の數顯本より好し少なしとするも顯本の如く現に内輪喧嘩杯を爲し今に主權者たる管長すらも定め得ずして事務取扱にて間に合せ置くが如き事實の上に宗内の不整頓を表白するが如きの醜態は先以て之なきなり尤も本宗獨立已來月遷きも昨年十月已に宗會を召集して宗是を議定し着々整理せられ又た財政の如きも本宗は本宗丈の成算のあるれば他より心配は無用なるべし若し夫れ寺院及人物の多數等の故を以て顯本と本宗とを比較するとせば例せば尤大の清濁を以て我日本に比すると何ぞ擇はんや依て第三の原因と云へる事項は漫然たる推測たるに過ぎざるなり次に一宗僧侶の三分の二以上の調印云云などと飛んだ言ひ掛けを爲し云々果して言ひ掛けを爲したるや否やは十二月十九日附田邊氏よりの書狀に依て知るを得べし云々(前畧)尤も貴宗が對論後の實行を氣つかひ調印を取揃られ候に對しては本宗は爲念各所へ眞俗を集め本件の顛末を報告し併せて本件決定後はいさぎよく去就を決すべき様説示仕るべき旨同師へ申上置候故既に今日迄夫等の手續致居候間右様御承知可被下候云云」右によりて顯本方に於ても調印云云は承諾の事なるは多言を費やさずして明かなり右の事由及び證左の通り本宗委員に於ては最も慎重に對論上の實行を計り終局を明かにせん爲め秩序ある手續を躬行したるも顯本方に於ては却て口にて之を言ふて事實は行はざるの證據歴々たる

を以て全權委員たりし予等は責任を重し一月十七日附の取消狀を發したる次第なり

右の事由及證左に依り該記事は全然事實相違に付此全文御掲載の上御取消被下度候也

明治三十四年二月十四日

日蓮宗富士派

阿部 慈 照

土屋 慈 觀

○二月廿日正午より兩國井生村樓に於て顯本宗退治なる名目にて、大演説を開會し顯本僧侶の質問を許すとて顯本へ招待狀を發せられたり當日の辯士並に演題は「顯本宗は本尊に迷へり大石日應上人」「顯本宗の邪義を破す釋妙覺師」「顯本宗は宗祖の正意を知らず土屋慈觀師」「三たび問答を促す阿部慈照師」等にて聽衆五百有餘名場中顯本の僧俗百名前後も見受けしが招待席にも附かず終に一の質問も爲す者なく拍手喝采の裡に各辯士は得意の妙辯を揮はれ最も盛大なる光景なりし

而して顯本宗は之に拮抗せんとの卑劣心にや顯本宗大勝利富士派敗北てふ演説會を二月廿四日井生村樓に開くよしの廣告を爲し演説を開きたり當日の光景は場内數ヶ所にノウヒヤ等の評語を禁ずる杯の揭示を貼附し臆病の氣顯本徒眉宇の間に現はる阿部土屋等の諸師は質問を許されたき旨を幹事を経て田邊本多等に申込みとも之を許すの勇氣もなく各辯士は辻褄も合はざる臆臊説を吐き聽衆中質問を許せと呼ぶ者四方に起り場内喧然たり然れども終に質問も許さず且つ辯士は例の如く罵詈の毒舌を揮ふに過ぎず殊にノウヒヤの評語までも禁ずるは聽衆の口を塞くものなりこんな卑劣辯士の説に聽くに足らずとて聽衆の座を起て去る者殆ど二百餘名相踵き場内餘す所は僅かに顯本の信徒位にて最も寂寥なりし當日の光景斯の如くヒヤノウ等の評語すらも之を禁じ且つ「演説中質問せんとする者は幹事の承諾を經へし」と揭示しながら土屋阿部等の諸師は幹事を経て田邊本多等に面接し質問を申込みられたるも之を峻拒せる如き臆病卑劣なるにも拘は

らす外には虚威を張らん爲め顯本大勝利富士派大敗北報告演説などと觸れ廻るは何處までも本氣の沙汰とは思はれず例せば恐水病にかかれる狂犬の類ならん歟

富士派方に於ては二月廿六日正午より北品川町芳十亭に於て顯本宗折伏の大演説を開かれたり當日の演説が三月一日江東伊勢平橋に於ける阿部慈照師と本多日生氏との對論となり幾多聽衆の面前にて顯本大敗北富士派大勝利の名聲を事實に博し得る導火線に點火せられたりとは後にそ思ひ合はされける、さて當日演説開會ある品川は本多日生氏の住職寺即ち妙國寺の在る所にして顯本宗信徒の巢窟本多氏の本營とも謂ふべき場所柄なれば顯本の僧侶は豫て申合せや爲したりけん本多田邊關田今成井村等の十數名の僧侶及學生を始めとして信徒の面々舞々と詰寄せ押掛け殆んど三百有餘名場内九分迄は顯本宗の者を以て占領せられ一種の殺氣は彼等の眉宇に現はれ勢込んで見へたりける當日は顯本の者共此演説を妨害せんとの意氣込にて來れるなれば辯師出演せらるゝ毎に喧々騷擾を爲し剩さへ腕力に訴へんとする杯彼等如何に暴狀なるかを知らず得べし土屋慈觀師は顯本法華宗は宗祖の正意を知らずてふ演題に入る前に顯本は對論規約取消狀を發せられたる後に至ても尙ほ取消されざる如くに嘔々するは恰も盲人が提灯の火の消へたるを知らずして猶を消へずと思へるが如くであるとの警諭を以て顯本の愚盲を叱責一番せらるゝや顯本の今成は牛の吼ゆる如き聲して却て富士派は盲なり杯自己が手盛りを喰はされたる點とは知らず嘗て土屋師に翻弄せられたる事を持出し怒鳴りけるも土屋師は温乎として徐々に彼の邪妄を辯せられ其證左を徴されければ今成は言窮し生きた證人がありとて田邊等を出さんとせしが土屋師は何條其手に乗るべきそんな證人は手前味噌の證人なればと見事はぬ付られたり彌よ本題に入て末法に於て宗祖を本佛と崇尊すべきに顯本は加はせずとて本佛たる所以の證據に開目抄報恩抄及一谷書等を引用せられければ本多は一谷書に喰て掛り質問せし

も土屋師は一谷書の始中終を拜見せよ開目抄報恩抄の引證を打消す證あらば出せよと詰責せられてまご付きしは外の見る眼もおかしかりき次に大石上人登壇文底秘沈論てふ演題に入るに先たちて曰く予は作て顯本の人に對し七箇の質問を提出し置けり今に答辯なく幸ひ今日は顯本の人達も見ゆる事なれば答辯せよと促かされければ此期に臨み尻込みならずとや思ひけん田邊は澁々立ちて寛尊の筆記を鬼の首でも取たかの如くに喋々演ぶるも其常人たる田邊自身其意義の何たるを解せざる程なれば唯だ寛尊の筆記を讀むと云ふに過ぎず故に大石上人は汝が宗にて取るべき顯本の何たるを明答せよと鋭く切込まれければ田邊は曖昧の言を吐き糊塗瞞却せんとしたりしも大石上人は汝は唯だ日寛上人の筆記を其儘演べたるに過ぎず而して汝が宗にて取るべき顯本を明答せず斯の如き問拔者は相手に足らず今少しにても勉強して來れと大喝叱責せられたれば流石圖太き彼れも顔色變じて青菜に熱湯を掛けられたる如くなりき阿部慈照師は問答を望む切なる故に顯本宗の僧侶に法義を指南すてふ演題にて顯本が腰拔なる事は勿論法義に暗昧なる事を演べらるゝや前席來躍起となり猛り立ちたる本多等なれば既に常度を失し立上りて質問せんと言へるを阿部師は兼て待ち受けたる事なれば本多さんどうちや質問などゝ氣取るよりは一番對論を遣てはと促がされ今となりては引くに引かれぬ場合となり本多も承諾する事となり期日は三月一日と約せられぬ是を阿部師が本多を幾多聽衆の面前に翻弄し大勝利を博せらるゝの第一着歩なりし時に大石上人と田邊と全月全日に附帯して問答すべしとて双方契約書を交換せらる次に釋妙覺師登壇顯本宗の邪義を駁すてふ演題にて顯本が釋迦多寶等の造佛を安置する事の邪なる事を本尊問答抄を引て演せられければ關田は威丈高に質問せしも却て釋師に反詰せられ二三言に及ばず語塞りて引下りぬ更に本多代て質問せしが反問數番釋師の論鋒鋭く遂に不須復安舍利の文を引證して反詰せられしかば本多は是等の意義を會通する能はず釋師に短刀直入切込ま

凡今兩三年も學問して來れと謂はせられ本多は報而満場嘲笑せり斯くて閉會の時間來りしを以て會主は閉會を告ぐるや本多等は躍起とな、阿部師に腕力を以て突て掛りしかば富士派の幹事并に警官等之を遮ぎり取り押へ漸くにして退場せしめたり此日本多が腕力に訴へたる暴狀等は廿七日の萬朝報雜報欄に記載せられ數百萬の人の物笑ひとなりぬ當日の聲況斯くの如くにて顯本徒の巢窟とも謂ふべき此品川に於て演説を開會する富士派諸師は固より顯本の徒が來襲するなるべしと豫て期せられたる所なれば温厚慎重の態度を執られたるが之に反して顯本の僧俗は同類の衆多を頼みとし冷評暴言を吐き場内騒ぎを極めたり故に顯本の徒は從來の卑怯に似もやらず斯く輒く此席に於て問答約定を取り結びしは彼等漫侮輕蔑の氣勢に乗じ富士派與みし易すしと附け上りたるに外ならざるなりソハ彼等の形跡に徴するに唯だから騒ぎに騒ぎ立て彼れが所謂賭宗的對論を口實に自己等の爲めにするに過ぎざる事は宗内三分二以上賛成者の調印を徴し得ざるを以ても明かなるのみならず個人として阿部師が對手を擇ばず對論を申込めよと促戰的廣告を配付せるに對しても數日の間申込むの勇氣なくまた芳十亭演説も衆を頼みに騒ぎ立て妨害のみを爲さんず手配はりにて來れるも阿部師に促がされ本多等は意氣張上自から引くに引かれぬ場合となりたるも可笑し豈に富士派諸師深慮の在る所察せざるべけんや、

さて三月一日の對論に於て顯本は準備上氣勢を張り手段上富士派を制せんとするは彼れが他に先例ある惜手段なれば其準備の如何に行届きしかば左の印刷せる案内狀を東京市内該宗三十有餘の檀信徒は勿論其他各所の僧俗等に配付し一人も多く押掛け氣勢を張る事に努めたるを以ても彼等手段如何を知るを得べし

○案内狀

○拜啓時下餘寒未だ甚敷候處貴家倍々御喜榮奉大賀候陳者來る三月一日午前十一時を期し向兩國伊勢平樓に

於て吾顯本法華宗と日蓮宗富士派との大問答決行仕候に就ては宗門の大事に有之候條本宗よりは可成多數の信徒を傍聽に出し度候間萬障御差縁御出席被下度御依頼旁此段及御案内候也

明治三十四年二月廿七日

顯本法華宗 妙 經 寺

是より先き廿六日の夜顯本の田邊は僧俗六七名を伴ふて法道會事務所に來り居合せたる山崎麻次郎氏平田太吉氏等に對し強迫的に問答條約を締結する事を申込しかば平田氏等は問答當事者たる阿部師等不在なれば今茲に於て直ちに條約を結び難しと斷りしも田邊等は強て止まざりければ山崎氏等はされば後に當事者と計り訂正する事あるも異議なき承諾の上ならばとて條約を結ばれ富士派會主は山崎麻次郎顯本の會主は中原福藏にして前約の如く三月一日午前十一時より午後五時迄江東伊勢平樓に於て對論する事に決し翌日双方の會主并に阿部師田邊氏等本所警察署に出頭問答實行の許可を願ひ出しても不隱と認められ許されず依て相方の辯士交る々々三十分、演壇に現はれ辯ずる事として漸くに許可を得たり

○三月一日對論の景况

彌よ對論の當日になりければ此對論を聽かんとて朝早くより聽衆は伊勢平樓の門前に群集せり而れども場内の準備整頓せざる爲め午前八時頃より入場せしめ九時三十分頃には既に場内聽衆を以て充たされたれば双方會主協議の上滿員にて入場拒絶の札を門扉に貼付せり、而して場内の狀況を記さんに正而一段高き中央に演壇を設け其左右には速記者席記録者席演壇の後方に辯士席立會人會主幹事の椅子を並べ聽衆席は場内を三分して中央を局外者席に演壇より左側を富士派信徒席右側を顯本信徒席と定め警官は場内各所に配列せられたり當日双方の會主兩名双方より幹事十名づゝ各々胸間に徽章を挿み場内の整理等幹事力ヲ、斯くて豫定の時間も近づきければ双方論者登壇の順序に付き双方交渉を始められたり然る所顯本に於ては大石上人と田邊

との對論を先きにせよと主張し又け抽籤にせよ杯云ひしも固より此對論は阿部氏と本多氏と先きに芳十亭に於て締結せられ大石上人と田邊との對論は本日附録して遣ると云ふ事なれば先づ其主たる方より登壇するが至當なり殊に本多氏は阿部師の廣告に對し對論を申込みたるなれば順序として本多氏先づ登壇するが至當なりと説破しければ此の正理には顯本の曲辯家も歎し兼ね言ひ解く術もなく澁々ながら是れに應じて決しぬ此交渉手間取りし爲め豫定の時間は經過し午後零時半頃富士派方には論者阿部慈照師附添土屋慈觀師記録者水谷秀道師并に速記者會主幹事を率ひて着席顯本方には論者本多日生附添關田養叔井村恂也并に記録者速記者會主幹事等を引き連れ着席す斯くて富士派會主山崎氏に代り幹事佐々木綱道氏開會の旨意則ち對論成立の次第等を演べ顯本の會主中原氏も亦た對論時間は三十分づゝの豫定なりしも遅刻せし爲め二十分毎に交々々論者登壇する旨を披露す、是に於て本多氏登壇經卷相承と血脉相承との當否に就て辯論尋て阿部師登壇之を駁す斯く交々登壇すること六回づゝ前後十二席なり其論辯は別項速記録の如し當日日本多は紫色の衣に茶錦欄の袈裟を着用に及び其風採あたりを拂ふて見へたりしが其登壇する時は僅かに塙の一隅に拍手する者あるに止りて甚だ寂莫の狀況を呈し辯論中聽衆は冷評嘲笑して本多をして躍起とならしめ屢々顔色を變ぜしむ且つ本多の携帶せる引用書類は質屋の繰り出し帳簿の如く小口々々に幾十枚となく悉く見出し札を貼附し索引に便ならしめあるが如き聽衆の笑ひを買たり阿部師は如法の服裝則ち薄墨の衣白五條の袈裟にて同師登壇の際には塙場破るゝ計りの大喝采拍手を以て迎へられ言々語々悉く感動を與へ言語の繼ぎ目論旨の要所に至れば殆んど耳を聳せんする百雷の一時に震ふ如く拍手の響き喝采の聲隅田長流の岸を隔てゝも尙ほ聞へたりとぞ、又双方辯論の半は頃顯本の案内狀を持ち二十名餘の一團強て入場せんとしたりしが既に入場拒絶後の事なれば會主幹事等之を謝絶するも聞かず彼等はステッキを打振り暴行にも及ばんとせしを警官に制せられ漸く退出せり一説に顯本の質屋壯士なるが遅刻して入場を謝絶せられし爲め斯くは亂狀を呈せりと云ふ、對論の第十一席目即ち本多氏辯論の半ばの頃臨監の警部は會主に注意にし曰く今日の有様を見るに難きに申立てたる所とは違ひ殆んど問答の昧を爲せり宜しく注意すべしとの事なりければ顯本の會主中原福藏氏は此旨を領し此時交て登壇中なりし阿部師の間近に進み双方辯論は之れにて終結とすべければ師は充分に意のある所を演へられよと告げたるを以て阿部師は本多の論旨の邪曲なる所以を論駁し顯本宗義の宗祖正意に背ける事を簡明的切に辯じられしかば傍聽席より富士派大勝利顯本大敗北の聲續々として起り富士派萬歳阿部師萬歳と絶叫し大喝采拍手して止まず故に阿部師は斯く塙場の聽衆に於て富士派法義の宗祖正意たるを了解せらるゝ以上は本多氏の所論は倒れ顯本宗の邪曲なる事は自から明かなれば茲に論旨を結ぶとて降壇せらるゝや本多は約に違ひ復た演壇に現はれ贅辯を喋々せんとしたりしを以て兩會主等は之を制し聽衆は一齊に顯本敗北せり亦た之を聞くを要せずと呼びり數百の聽者立ち騒ぎければ臨監の警部は開散を命じ大石上人と田邊との對論も自から消滅に歸し午後三時過散會せり、當日對論上の法義の是非邪正は予輩の喋々する迄もなく塙場聽衆の判断を以ても知るを得べく塙内唯だ富士派大勝利顯本大敗北と云ふ聲のみを以て充たされ大勝利と云へる聽衆の輿論は富士派に歸着せる事は争ふ可からざる事實なりとす、然るを顯本の徒が如何に悪手段を以て曲筆誣妄を書立つるとも亦た舌を爛らかして毒言を觸れ廻りて糊塗瞞却に努むとも此の富士派大勝利なる一般の輿論は事實として隠れなきなり嗚呼本多等は慢侮の氣勢に駆られ千載亦た拭ふべからざる大失敗の汚辱を永く顯本の歴史上に残し天下滿衆の腦裏に印し廣く見聞口碑に傳ふるに至りしは必竟彼等の自業自得と明らむるより外なかるべし、

さる程に本多田邊等は平素の慢言にも似ず斯く脆ろくも失敗の陋態を致せし爲め其宗内信徒の不平激昂を招

き且つ該宗内の僧侶にして彼等に反對の意思を懐ける者の爲めに攻撃を受くるの材料となり外は天下萬衆の物笑ひとなり彼等の名聲は地に落ち立脚の地盤も甚だ危顛に傾きつゝあるを以て是等を鎮撫し防禦するに汲々として此失態を回復するに努め富士派を中傷するの文書を印刷して配附し又はまけおし演説を開會して毒舌を揮ひ百方苦肉の策を施し且つは口實を設けて云く阿部と本多との對論は既に結着せしむ大石上人と田邊との對論は未だ實行せずして開散せられたるなれば更に對論を履行すべし若し履行せざれば富士派は自宗の邪義なる事を自覺したるものなり杯と云ひ度き三昧の罵詈を逞ふせるもコハ前述せる如く彼等が苦肉の窮策たるに過ぎざれば齒牙に掛くる程の價値たるあるなし、既に三月一日伊勢平樓に於ける對論は臨監警部の開散を命ずる所となりたるに於ては同日全樓に於て爲すべき大石上人と田邊との對論も隨て開散せられたりとは何人も認むる所なりとす若し然らずとせば田邊等は何故に全日全樓に於て好し開散せられたる後にもせよ大石上人との對論を要求せざりしや然らずして該日時を過て後ちに之れを嗽々し而して富士派は自宗教義の邪謬るを自覺したるものなり等と揚言する田邊等こそ最も奇怪なれ何んとなれば大石上人と田邊と取り交はされたる契約には確かに「明治三十四年三月一日、場所は交渉の上決定」(編者云後ち双方交渉の上場所は伊勢平樓と定めたり)「五種顯本次は七箇の質問に對し適宜合意法論する事」の問題に付顯本法華宗田邊善知と富士派大石日應との間に法論決行する事若し履行せざるものは宗義の邪なるを自覺したるものとす明治三十四年二月廿六日」とありて三月一日已後に於ては該契約の無効なる事は明了なり然るを後日に至り田邊等は三百代言的の口吻を睨して云云するは却て該契約に乖戾したるものなり彌よ彼れか負け惜みを表白せるものなり、既に本多は阿部師の爲めに論破せられ滿場聽衆の輿論は悉く富士派大勝利と叫ひしにあらざるや斯くの如く本多既に冠れたる以上は何ぞ其以下の者と對論するの要あらん螻蛄の斧を以て龍車に當るとは彼等の

類のみ況や彼等は契約書の二月一日云云の明文を不問に附し去て責を他に嫁せんとするをや故に自宗の邪義なるを事實に證明せるは田邊等自身に在るなり古語に猪が金山の燦然たるを惡み之を滅せんと欲し身を之に觸るゝに愈よ光輝を發す怒て之れに觸るゝこと益す甚だ激しと云へり是れ寔に顯本徒に的切なる好譬論と謂ふべし

●抑も癡きに富士派と顯本と兩宗委員間に對論規約の締結せらるゝや兩宗細素は勿論世間幾多人士の視線は本問題に集注せられ或は該規約條項の不完全を唱ふる者あり或は對論後其の去就の難きを氣遣ふ者等ありて評言續出せり故に富士派委員は最も慎重の態度と秩序ある言動とを以て子細に交渉調査する所あり終に顯本委員が規約の骨子たる宗内三分二以上對論賛成者の調印を徵する事を爲さず對論決行後の責を有耶無耶に附し去るの底意なる事を徵證せられたるを以て決然として對論規約取消狀を發するの果斷に出られたり、此所爲や宗的眼睛を以て觀察するに寔に一宗を代表せる全權委員として本末輕重の分と責任の歸する所とを明かにせる所爲なりとす故に有識具眼の人士は對論を決行する迄もなく此秩序ある手續上に於て既に兩宗の正邪を認知し其曲の顯本に在る事を覺定したりき、然れども深く從來の手續を知らず一宗委員たるの責任を思はざる者は何となく物足らぬ想ひを懷き且つ顯本の徒は毀譽中傷の毒舌を揮ひ欺瞞嘘偽の惡手段を爲すを以て更に個人として阿部師は癡の對論規約書の論題及引用書目を其儘應用して促戰的廣告を配附し顯本の徒をして黙過する能はざらしめ終に本多と伊勢平樓に於ける法論となり一齋の下本多を殛し以て天下萬衆をして悉く今者已満足して亦た遺憾なからしむ嗚呼阿部師の行動も亦た是れ物の輕重事の本末を明かにし始めを慎み終りを能くする好個の巧於難問答の人と謂つべし

○或る人は三月一日法論に付き嗟咄左の一首を賦し阿部師に示されたりと

●編者云三月一日伊勢平樓に於ける對論の現状は當日參聽諸氏が實地見聞せらるゝ如くにして双方論者の辯論中本多氏に對する聽衆の評言並に阿部師に對する拍手喝采等の景況は筆端に盡す能はざる者あり例せば本多氏辯論の際場の一隅の者が拍手するも之れ拍手と書き阿部師辯論中滿場拍手喝采せるも亦た拍手と書するを以て唯だ此紙上のみを以て双方論者の辯論に齊しく喝采拍手ありて聽衆の感動賛否は甲乙あるなしと臆測するは當日の現状を誤る者なり特に速記録中本多氏の語句が比較的流暢に見ゆるは彼の辯論中拍手喝采せる者誠に稀にして間々評言を爲すに過ぎざりしを以てなり阿部師の辯論語句が連續せざる如き所あるは同師の辯論の一言一語毎に滿場の聽衆は拍手喝采せるか故に其場合止むを得ざりしなり然れども本多の語句が比較的流暢なる如きも其論旨の支離滅裂し屢々論題外に奔逸せる事と阿部師辯論の語句が連續せざる如きの嫌あるも其言や簡に論旨の始終一貫せる意義の豊富なる論鋒銳利的切に敵の急所を突くの概ある事とは自から速記録の意義を合鳴せば之を知るを得るも本多が狼狽顔色を變せる等の見苦るしき舉動及び阿部師が敵論を破る呼吸の妙所等は筆端の能く形容すべきにあらざれば讀者唯だ紙上一應の見のみを以て双方軒輊なしと遽かに臆斷する勿れ

●富士派阿部師對顯本本多師法論速記録

第一席 本多日生師

本日兩方の間に辯論を開くとに相成りましたのは曾て興門派の方よりして經卷相承と血派相承との當否一方に於て釋迦本佛論と宗祖本佛論の當否といふ此二題に付て、そうして其論明する證據書類としては日蓮上人

の遺書録内四十卷を以て立證することに定めて、さうして兩宗の正邪を論明して見やうじやないか希望の者があるならば申込んで呉れると云ふことを印刷物にして諸方へ配付せられたのである、それから私共の方に於ても其論題に付て其引用書目に付てさうして同意を致しました今日此論を開始することに相成つたのでありますそこで私は顯本法華宗の方の僧侶でありまして此問題の先づ第一に付て論辯をしますれば經卷相承主義を執る者でございます則ち經卷相承主義を維持し、血派相承主義を打撃する方の側に立つ人間であります

(謹題)

因て今彼の宗の主張せらるゝ所の血派相承の不可なる所以を述べて見やうと思ふ(謹題)
此相承と申しますとは佛滅後此の法を傳へて往くことに付て起つたものでありまして則ち釋迦牟尼世尊の悟りの眞意を誤らぬように後世に傳へやうと云ふことが相承法の起りてある、けれども今富士派に於て主張せらるゝ所の相承法と云ふものは大分入込んで居りますからして之を見ますには先づ二つに分けなければ成らぬい則ち日蓮上人其人が法統を如何にして御紹ぎなすつたがそれから日蓮上人が主張せられたる法統を後世に如何なる方法に依て傳へられたかと云ふ此二段であります所が興門派の主張に於ては今の日蓮上人と云ふのは釋迦牟尼世尊法を説かせらるゝ時に上行菩薩として出ておいでなすつたけれどもそれは垂迹であつて其本躰は釋迦牟尼佛が久遠の昔にまだ成佛せぬ時がある其時分に名字の凡夫であつたから其時に心の中にお持ちなすつて居つた所の法をば釋尊の一切經の上に關係を持たずして直接に其法をば今の名字即の凡夫、日蓮上人に承けて來て其日蓮上人の弘められた法である云ふことになつて居る故に各宗の謂ふ所の相承法とはすつかり違つて居る其ことを彼の宗旨に於ては正觀直達不渡餘行と謂ふ既に妙覺圓滿の悟りを開かれたる佛様の心の中に映り御言葉の上に現はれて來たものであるならば之を皆脱益の法と稱して、そう云ふものではない則ち應身の域を控へたる方は一部皆理の上の法相であると云ふことを言ふてすつかり法華經と雖も斥けて

仕舞てさうして久遠の名字の凡夫であつた御方が末法に現はれて出られたのである、それから其日蓮上人が日蓮滅後に法統を傳へられる方法としては大勢の弟子の中から日興上人と云ふのを一人定めて其れへ口傳相承と云ふて書物に書かないで口から大事などを傳へたのである、それを時の貫首が段々傳へて往つて其の法統を繼いで居るのである、そこで其の法門の大事なることを解釋致しまするに付きましては其時の貫首より外には其權利を持たないものであると云ふのが彼の宗旨の主張である其事は今の貫首の大石師が書いて居る辯惑觀心抄の中に御引きになつて居る言葉にある「金口血脈相承唯授一人の秘曲は衆庶に傳播する如きものにあらず乃至獨り時の貫首掌握せる所なり」そこで此金口血脈相承唯授一人と云ふことがあつて口づからして大事な法を一人々々へ傳へて往くもので其大事な法を、それを承繼いで時の貫首となつて居る者一人より外には分る者ではない、先づ斯う云ふやうな工合に宗祖滅後の法統を繼いで往く上に付て議論を立てられたものであります

それは果して佛祖の本懐であるか否かと申しますのに非常に佛祖の本懐を取違へて居るものであらうと自分等は主張するので、何故かと言ひますと日蓮上人が御示しなされて居る所の録内に依りますれば釋迦牟尼世尊の法統に據らずして釋尊滅後に別な佛であると云ふやうなものが出て法を弘むると云ふことがあるならば、それは斷じて許されぬものであると云ふことを涅槃經に説いてあるのをば日蓮上人が御用ひなすつて、さうして此法華經に依らずして法華經より多く尊き法義が日蓮上人の精神の内から出て來たと云ふやうな議論を吐いてさうして法華經よりも多く尊き法義が日蓮上人の精神の内から出て來たと云ふことにならば非常な師資相承の本佛釋尊よりも尙ほ尊き者であると此の如くに其法統を紹いで來ると云ふことにならば非常に尊がある是は録内十の守護國家論と云ふ御妙判の中に示されて居るのである是には此の如く御示しになつてある

「法華經に於ては多寶釋迦十方の諸佛一處に集まり撰定して曰く令法久住於如來滅後開提內廣令流布使不斷絕已上此外今佛出來法華經定未代不相應既達法華經知此佛涅槃經所出滅後魔佛也不可信用之其已下菩薩聲聞比丘等亦不及言論此等無不審涅槃經所記滅後魔所變善薩等也」此の如く示されてある此意義の大體を見ますれば法華經は釋迦多寶十方の諸佛が御集りなすつて其の法をば如來滅後開提即ち此全世界の上に廣めて無邊の衆生を利益しやうと云ふの御思召であるので既に釋尊の出世によつて開提の衆生の救はるゝ法が定まつて居るのに佛の滅後に新らしい佛が出て來てさうして其法華經よりもまた尊い法がある法華經は佛様の御在世の爲のもので末法今日の者を救ふことは出來ない此の如きの説を主張致しますれば是れは涅槃經に説いてある所の魔佛である佛の慈悲心より現はれたるものには非ずして多くの者を迷はす爲に現はれて來る所のものである其れに附隨ふてからにさう云ふ説を主張するものは言ふまでもなく皆魔の仲間であると云ふことを御示しなすつて居る故に日蓮上人が法統を紹がるに付ては久遠の正觀直達と云ふことを主張するのは正しく此御妙判に觸れるだらうと思ふ」それから日蓮上人滅後に付ては斷じて日蓮上人が一人の人を撰んで口から法統を傳へて往くと云ふやうな事は、さう云ふ御趣意でないことと云ふことは明白なるものであるそれは唯口づから法統を傳へて往くと云ふやうな風になれば必ず其法が紊れて仕舞ふからして飽までも經典に基いて此經典を以て總て法門を判斷する標準として、さうして釋迦牟尼世尊の眞意を承繼いで往かなければならぬと云ふとを御主張なされて居る其證據は開目抄の中に於て「縱令等覺の菩薩たりとも手に經卷を握らずんば用ひず」等覺の菩薩と云ふのはもう一轉すれば妙覺の悟りに入る位の大菩薩である其菩薩が佛法の事、解釋するのでも釋迦牟尼世尊の説いた經典に基いて往かなかつたならば決して本統の教への傳はる譯のものでない則ち口傳は信すべからずと云ふことを御示しなされて居る故に此日蓮上人が御示しなすつ

た所から考へて見るといふと興門派に唯授一人の秘法があると云つても其事柄と云ふものは決して信用するに足らないものである多く其事柄と云ふものは法門の途轍を失して仕舞ふてさうして今の宗教學者が言ふ所の詰り種々様々なる病跡を呈して所謂經典の偽作病となつて様々なる偽書を造り或は信念の偏固となつて立派に正々堂々と正邪曲直を道理の上に争ふと云ふことが無くなつて唯傳へてあると云ふ事柄に拘束せられて仕舞つて此人智の發達も宗教上の解釋も進歩も皆拘束せられて仕舞つてさうして其一人の人が萬一或る事情に依つて謬つか或は其一人が心得違ひの事をやると云ふ場合になつたならば此滿天下を救ふべき法が其人一人の爲に悉く滅びて仕舞ふと云ふやうな事は最も危険な相承法であつて此の如き事柄は事實の上に於て弊害のみ多く決して採用すべきものではないと信ずるのであります

尙ほ之を立證する所の方法に付ては則ち其理義に於ては種々ありますけれども時間が制限せられて居るのでありますから先づ第一辯論としては是れたけのことに措くことに致します

第二席 阿部 慈 照 師

今日立會演説を致す事は先程の皆さんの御言葉で御了解になつて居りますのでございませうが、そこで其問題と申しますのが本多さんか述べられた通りでございませう向さんは經卷相承を基としてこちらは血脉相承で無ければ法義が正當に解釋が出来ぬといふ論旨である併ながら此血脉相承を宗祖以前に遡つて説明致しますのと宗祖以後今日我々の頭の上に掛けて解釋いたすのと此二つがある先程本多さんの御説にもキョイト宗祖以前の御話もありましてございませう、併ながら其論點はどうであるやと言ひますと宗祖滅後より今日までの所が先づ論點のやうに思はれますのでございませう、尤も私共の研究致したいといふ所の論點もそこであるから、そこで此論點に付て、十分研究致す精神でありますから、謹聽を願ひます(謹聽)

本多さんがです、今述べられた所の經卷相承で無ければいかぬ、血脉相承であつたならば必ず偽書を世に著はして仕舞つて、法義を下して毒毒を滿天下に流すといふ御話がありました、是が先づ大なる誤りである、血脉相承であつたならば毒毒は流さぬけれ共、經卷相承であつたならば毒毒を流すといふのは祖書に明かでありませう、そこで私は祖書に依つて、さうして問答体裁の様に敷衍して其法義を十分述べる積りでありますから、他の下さらぬことは餘り言はぬ積りであります、と云ふのは今道理と文證と現證と此三つに付て述べなければならぬ、其の道理と申しますのは何だと言ひますと、宗祖が血脉相承を受けて末法へ御出現になつたといふことは是は明かである、して見たならば其受けて来たところの血脉の法を宗祖滅後になつて仕舞つた、御自分に血脉相承を受けて御出でになつたならば、必ず其血脉の法といふものは其跡を繼ぐ所の弟子に血脉相承になることとは是は道理の上は明かしてございませうが(拍手喝采)

それから現證だ、現證と云ひますのは、私の本山即ち富士派の大石寺だ大石寺派は宗祖滅後其の相承を承けられた日興上人より今日に至るまで法式に少しも違つた所の證があるか、違つた所の證が無いだらう、して見たならば是はその血脉相承が傳はつて居るから、血脉相承の徳に依つて法義が紊れぬ、諸式が少しも紊れぬのである(拍手喝采)彼の顯本の法義を御覽なさい、唯今有力の師達が智識相承でなければならぬとか、或は顯本の法義は今まで説いた所の法義より我々の説く所の法義が優れて居るとか、造佛を排斥する人もあれば、或は却つて排斥しない人もある(ヒヤ々々)僧侶内のその智識のある人達が團體を作つて居るが、其團體の法義趣意といふものが皆違つて居るでは無いか(ヒヤ々々)是れが違つて居るのは何からぢやと云ふと即ち血脉が無い、血脉相承が無い故に經卷相承に依て我意に任せるから斯う云ふことを仕出して来る(拍手喝采)そこで立正觀抄に宗祖が血脉相承が無くして夫を習ひ失つたならば必ず我意に任せて書を造るが故に、其法

義が皆紊れて仕舞ふと云ふことの證據をここに明してある、是は宗祖が日本へ法が参つてから傳教が血脈相承を受けて其血脈相承が傳教以下に至つて習ひ失ひたるが故に皆惡法になつたといふ所の文證であるのだ、と云ふのはね、是は劣たる迹化の法すら尙此の如し、況や優れた所の本化の法であつたならば、血脈相承といふことは、あたりまゝ無ければならぬと云ふことは是で分つて居る(ヒヤ々々)「天台石塔血脈秘失故天台血脈相承秘法習失我一心三觀血脈任我意造書入錦袋懸頸埋箱底高直賣故邪義國中流布」と斯ふある(拍手喝采)若し經卷相承が佛法の正意であつたならば、何も斯ふ云ふことは御書きにならぬ、宗祖がモウ血脈相承と云ふことが御正意であるのだ、此立正觀抄と云ふ御妙判はどの位の直打があるものであるかと云ふことは、日蓮宗の人は大抵知つて居るだらう、(ヒヤ々々)其立正觀抄の中に宗祖が血脈相承の法義を御擧げになつて、血脈相承なかつたならば必ず法義紊れると云ふことは明かにあるた(喝采)夫からあの本多さんが經卷相承の證を引た時に守護國家論を御引きになられましたマア今時分あんな御妙判を引いたつて何に手ごたへがありますか(拍手喝采)其證據と云ひまするならば守護國家論に智識に依るとか或は經卷によるとかと云ふことは何を見當てに宗祖が彼處マア、云ふ事を御書きになつたぞや、其前の文を見たら分る前の文に「選擇集は惡智識なるが故に」と云ふこととそれに相對して言つたのである(拍手喝采)「大勝利」と呼ぶ者あり)して見ましたならば是は權實相對の法門だ今時分權實相對の法門を持って來てイヤ問答でもやらうか杯はチツト……(拍手喝采)「大勝利」と呼ぶ)今の開目抄を御引きになりましたが成程經卷を手に握らざれば云々の御文がある、開目抄も優れた御妙判であるけれども、此開目抄を御著はしになつた大聖人様即ち宗祖の御本意と云ふものは何であると云ふ所の大體に目を着けて見れば宜い開目抄上下二卷は血脈相承や經卷相承の爲に御書きになつたのぢやないのだ、(喝采)唯だ事の順序に依てあれを御書きになつただけの事である、それで

開目抄を宗祖の正意と云ふものは十四卷に「開目抄と申す書二卷を作る乃至其心は日蓮に依て日本國の有無はあるべし乃至日蓮の魂なり」とありますを見るとき開目抄と云ふものは宗祖が日本國の魂である我を失ふは柱を倒すのであると云ふ即ち宗祖の法華經の行者であるか無いかと云ふことを御書きになつたので經卷相承や血脈相承に毛ほども關係の無い御妙判である、(ヒヤ々々)そこで開目抄の下に何とあります「日蓮は法華經の行者に非ざるか此疑ひ此書の肝心一期の大事なれば諸書に之を書く」と言つて肝心の法華經の行者が行者で無いかと云ふ事を顯さんが爲に御書きになつたのは分つて居るだらう、そこを研究せずに相承論(持つて來たとして何の手ごたへがあるものか、(ヒヤ々々)まだ時間はありませうけれ共私獨り喋舌つて居ると本多さんが持てぬからチツト退きませう(拍手喝采))

第三席 本多日生師

唯今阿部師の辯論を聞きましたでしたが先づ始に宗祖が血脈相承を受けて御出てなすつたから夫から後も血脈相承でなければならぬと云ふことを言はれた是は血脈相承といふことを非常に混亂して居る唯だ單に血脈相承と云つたならば佛様の御悟り佛様の大事な法を傳へて來るものであつて禪宗杯に於ては血脈と云へば佛心を傳へるものであります所が興門派の主張と云ふものは其處では無い夫は唯一應の説であつて再應の大事に至つたならば久遠の昔から傳へて來たものであつて今の釋迦牟尼世尊に關係を持たぬといふのは先きにも辯論した不渡餘行と云ふ點に向つては辯明をせずして唯だ一應靈鷲山會上に於て釋尊から付屬を受けたといふことを引證された其付屬を受けたと云ふことは寧ろ興門派が淺く見て居るのであつて吾々顯本法華宗は言ふに及ばず日蓮宗各派に於て是には異存の無いことであります然らば今富士派と論究しなければならぬ事柄といふものはそれ富士派が自ら認めて長所として居る所の久遠の正觀直達であると云ふことを講究しな

ければ成ぬのであつて議論を淺い方へ戻して來るといふことは甚だ不親切なやり方だらうと思ふ其事は立證しませうが是は矢張り大石日應師が書いたものは御妙判として之に拘束せられて間違ひないといふことにならねばならぬからそこで斯う云ふ工合に言つて居る「諸御書に結要附屬上行所傳の語あるは是經旨一片の風習教相一途の分別なり」是はキンの法華經の上ツ面でそんなものは一應のものであるから一應といふのは再應實義に對する時に捨て、仕舞ふものである自分が講究の中途に於て唯だ言ふものにして其主義としては正觀直達を執つて居るのに其正觀直達を攻撃する其議論を辯論せずして唯だ靈山附屬に戻るといふことは是は即ち辯明の道が立つて居らぬと云ふ事を以て答へますそれから興門派の間違つたことはチットモ無いと言はれたのは夫は自分の思ふて居られる丈けて唯ださういふ茫漠なる事を言ふのは何の効力も無いものであると云ふことを以て辯駁して置きます唯だ何が間違て居る、第一自分の宗義の法統を傳へて來る血脈相承すら間違つて居ると云つて我々は非難攻撃するをするに當つて何も間違ひと云ふものは無いぢやないかと云ふのは大變効力のない話であらうと思ふ夫から間違つて居ると云ふ事柄を論ずるのであるならば幾らも事實もあれば議論もあるけれ共それは今の問題でありませぬから餘り深く立入りませぬ今立正觀抄を引かれて血脈相承の立證とせられましたが是は正しく反對の證據であると云ふことを論じて見よふと思ふそれは此立正觀抄に言はれたのは血脈相承は習ひ失うて仕舞ふからして役に立たぬといふことを言はれた法華經にも依らず大跡此書の起りは天台宗で止觀は法華に優れたりと思ふて天台大師の心の中から説き出された止觀の方が法華經より高いと思ふに恰も今興門派が日蓮上人の魂から出たものは釋尊所説の法華經より高ひと思ふやうなもので同一の有様であります所が其天台大師の書かれた止觀が法華經より優れて居る坏といふやうな事になつて段々議論が間違て來たといふものは血脈相承を習ひ失うた處の咎であ

る夫で血脈といふものはたよりにならぬ何處までも經典に據つて現に茲に立證して御話をします此妙法蓮華經と云ふものは決して其名字の凡夫が世の中に出て來て其凡夫の魂から弘めると云ふやうなものではありませぬ又妙法は今の經文の如くんば久遠實成の妙覺極果の境界にして久遠實成の妙覺極果の佛の境界であるが決して之を認めて是れ以上の法があるなどいふこととて圓滿悟りに行かぬ處の天台大師觀行即日蓮上人が貴ひと云うても本化といふ名があつても名字即ならぬ久遠實成の妙覺極果の境界でない御方が血脈と云ふことを御書きなすつたところが是は即ち法華經よりも淺いと云ふものであるといふことは明かなことであるそれからして此血脈と云ふことが興門派で云ふ所の金口血脈口から傳はつて行くものと言ふたのではない是は天台大師自筆の血脈一紙有之と云ふてチヤント書れてあるもので其書いてあるものを此處へ擧てあるのて書くことも出来ない唯口から傳へて行くといふことの證據にはチットモならぬものである、のみならず此立正觀抄を御送りなすつた送狀がある之に依て見れば「日蓮相承法門血脉髓奉註之」といふ日蓮の法門に血脉のあることはチヤント此處に記して貴君の方に上げたと云ふことが書いてある夫れぢやから血脉といふ語が悪いと云ふ争ひをして居るては無い血脉といふことは法門の血脉もあれば書物から傳へる書中の血脉もある成佛することも血脉といふ釋尊に依て傳へるのも血脉といふ唯だ血脉と云ふ語があつてもいかぬ實質其一方は口で傳へる一方は書いたものだといふ既にそこが違つて居るのみならず大跡此書に於て此の如く戒められて居る佛様の滅後であるから法華經よりも尊い法に依らなければならぬと云ふやうな考を起すのは是は法華經の佛様が常住不滅に在して時は末法となれ共實在常住の本佛が在ますといふ法華の經理を知らぬ議論である釋迦牟尼世尊が涅槃を示されたならばそれつきり何處に御出でなすつたか分らぬといふ様なことを言ふならばそいつは天魔であるといふことをこゝに御示めしなすつたのぢや「然るに法華經の佛は常住不滅の佛なり然

るに之を滅度の佛と見るが故に外道の無の見なり」と戒められてある此の如く決して此立正觀抄の法華經以外に久遠の直達正觀を傳へたといふやうなことは決して無い、それから次には守護國家論に對して私の引證した處は辯明しないで上の經卷を以て智識とするところを御引きになつて唯權實相對ぢやから斯んなものを引いたつていかぬと云ふことを言はれた是も大變粗漏な議論であつて今此守護國家論の論せられたのは決して權實相對といふことではない此書物に今此事を論せられた所以は何から起つて居ると言ふと末法に於て法華經をば捨て、外にそれより良いものがあると云ふ事を言ふに至つてはそんなものを信じてはならぬと言つて此法華經を信するに於ての注意を御與へなすつたのである其の表題を讀み見れば直ぐに分る私の引用した處を權實相對といふ言葉を以て付けたのは甚だしき誤りであります明白な誤りである、此の如く表題が置いてあります、亦爲「信法華經」愚者立三種信心」として法華經を信するものに對して此信仰を極める所の注意を擧られたものでありますから此事は唯だ權實相對と云ふやうな言葉を以て斥けられるものでもない夫なら本迹相對の場合それ以上の深ひ場合に這入つたならば法華經はいらぬ法華經以上の法があると云つて主張された所が何處の御妙判にあるか其立證をしないで其理義を辨駁しないで唯權實相對といふ如きことは眞に價直の無い辯論であると思ふ、それから開目抄に於ては開目抄一部の主意が日蓮上人に依つて日本國の有無はあるべしと云ふことは一大事であるから經卷相承の證據に引ても仕様がなはいはれた是も甚しき誤りであらうと思ふ凡そ斯んなことは辯駁する價値を持たぬと思ふ開目抄の中に於て様々の事が論じてあつて殆んど開目抄が日宗各派に於ては一切法義の大體を總括してかかれたものぢやといふの議論があるぢやないか然るに唯此書の正しいといふことが一つそこにあつたからといつて夫は以前に説いてある久遠實成釋尊の貴き所以或は二乗作佛の貴き所以或は一念三千の貴き所以を書いた所の此書が肝心でないから何でもな

いと言はれるが斯んな事は辯駁するの價値がない此開目抄に戒められてある通り此處には傳教大師の言葉も引いてあります即ち「依憑佛說莫信口傳」「依文可傳莫信僞會」「與修多羅合者錄而用之無文無義不可信受」此の如く明白なる御文章と云ふものをば唯日蓮が身に當て大事と御證になつたから開目抄を以て經卷相承を立證する事はいかぬ坏と言はれたのは此言論此議論を駁する直うちが無いといふ事を言つたものであるだからして立派な理義があるならば此開目抄に論ぜられたる事柄に於て肝心といふことを引かれた丈けてモウ今論じられた所はスツカリ辯駁し終つて述べる事が無かつたから止めやう

第四席 阿部 慈照 師

唯今私の説に於て辯駁を加へられまして御座りまするが何が何だか論旨が立たぬのだ論旨に血脈相承と云ふ事があるぢやないか、夫れを論じて居るのに血脈相承と云ふ論旨を離れて餘の事を論する(ヒヤヒヤ)其の證據と云ふものは唯今私が天臺の血脈云々と云ふ事を引いたのは血脈相承を習ひ失へば法が紊れると云ふ御精神だと云ふ事を申した然る所が向さんは血脈相承と云ふものは習ひ失ひ易ひから不必要なものだと言つて不必要の引證に立正觀抄を擧られた(ヒヤヒヤ)いくら本多さんで見たとところが宗祖の御妙判に明かにあるのを自分の口の先で消したつて夫は法義にならぬ(喝采)そこで此血脈相承と云ふ所の論點と云ふものは随分深くも論じられる淺くも論じられるけれ共大鉢の主意と云ふものは末法の今の人々が經卷が本か血脈が本かと云ふとを研究するのは第一であると言ふのだ何故と云ふに皆様が法を研究して佛にならうと云ふ其精神から聽くのだらう(拍手喝采)其法の邪正を調べて金言を以て基として調べて行かねばならぬ所が其論題に這入らずして法鉢のやうな所へ掛つて行つたり或は理想のやうな所へも掛つたり、そんなら文證を擧げるかと云ふと一つも擧げない(拍手)是は法義研究の性質法義研究の式といふものを知らないのだ(ヒヤヒヤ)若し知つて

御出でになつたならば反證をやる時には私が前に引いたやうに、皆是の文に斯ふあるではないが餘の御妙判に斯ふあるでは無いかと其文證を擧げなければ研究の性質ではないのだ（拍手喝采）そこで向さんは次下の「日蓮相承法門血脈髓に奉註之」と云ふ事に付てです。是は此文は向さんにも御承知になつて居るようだ、して見ると云ふと宗祖の正意と云ふものは此文に依て相承の法門の血脈といふものは大事なものである。經卷相承といふものは淺薄であるといふ事は明かになつて居る（ヒヤ々々）そこで此相承の法門の血脈といふことについて論じて行けば分るけれ共相對しないで此文を生かして仕舞つたならば血脈相承といふものは優れて居るといふ事は承認されてしまつたのだ（拍手喝采）それから今私がた道理文證現證と斯ふ擧げましたら、其道理文證現證に對して御答がなかつた、して見たならば顯本の法義といふものは唯今の道理文證現證に外づれて居つて自分の宗義は宗祖の本意で無い事は明かでありませう（拍手大喝采）

第五席 本多日生師

唯今の論辯の趣意といふものは證據を擧げて論辯しないといふ事でありましたけれども深山證據は擧げてある、あれ丈の事を聽取る事が出来ぬといふと大變たよりがないよふに思ふ夫から道理といふことを言はれたが道理といふものは御祖師様が血脈相承を受けて來られたからといふことを以て道理として述べられたから夫は經旨一片の風習として汝が家に於ては捨て、仕舞ふものではないか唯だ淺い方へ議論を戻して來るぢや無いかといふ事を以て兎に角高い方へ這入て正觀直達を非難したのぢや、それなら其書物を擧げて是れといふ事になれば是て擧げるが何ヶ條あるか覺へて貰ひたい澤山あり過る私が論じたといふものは今茲に引證せられたのは却て興門派の常態に倣つたといふものは「天台石塔血脈秘失故に」と云つて餘り隠して大事なものぢやと云つて更に其趣意も何も分らぬやうになつたそこで「天台血脈相承秘法習失我一心三觀血脈任我」

意造書入錦袋懸頸埋箱底高直實故邪義國中流布天台佛法破失也天台本意失釋尊妙法下」どうです別に血脈といふものがあると言ふて釋尊の妙法を下す有様から習ひ失うて居る有様からピタリ合うて居るかとしてそこで之を引いたのであるそれから經卷相承でなければならぬと云ふ理由としましては直ぐに其次上に於て此の如くある「四依弘教大薩埵既依佛教造諸論天台何獨背佛法立無念止觀耶若此止觀不依法華經者天台止觀同教外別傳達磨天魔邪法都不可然哀也傳教大師云非國主制無以逆行非法王教無以信受」此法王の教にあらざれば以て信受するなしといふことは釋迦牟尼世尊の時に説き玉ふたる明白なる法華經に據らぬければならぬと云ふことである「與修多夢合者錄用之無文無義不可信受傳教大師曰く依憑佛說莫信口傳此の如く澤山茲に於て經卷相承の證據を御擧げになつて居る實に立派なものである此處にもある「人師釋爲本捨佛教見乎設雖天台釋背釋尊金言法華經全不可用之依法不依人故龍樹天台傳教自元御約束故也」（天台系らしいと呼ぶ者あり）天台のみではない經卷相承といふものに付て天台大師が主張せられた事を日蓮上人が引證をして彼を非難せられるといふものは日蓮上人が其主義に賛成なすつたから此の如き主義を以て誤りを正されたのぢや然らば今擧げた所の立正觀抄中に於て血脈相承のたより無い譯佛教に依り法王の教に依らぬければならぬ所以は誠に明白な事であらう然らば唯今論辯せられた所に於て唯だ夫れ丈けあるから此立正觀抄が證據が無いかといふと證據が立派にあるから之を以て辯明して置きます

第六席 阿部慈照師

どうも其論點の亂れて居ることいふものは「與修多羅合者錄用之無文無義不可信受」成程御尤らしいけれ共是れは權實相對といつて私は前に刻て仕舞つた其理由を是から申す、先づ現に自分等が「與

修多羅「合者録而用之」と云つたならば宗祖御妙判内外は必ず採らなければならぬ所が外は今採つて居るかといふと私と問答をやらうといふ時には内ばかり採つて外は採らぬで仕舞つた何故といふと外といふものは先づ信を置かれぬからと斯う言ふ併しながら外の書にして見た所が内の書にして見たところが内の文と外の文と合うたものがなかつたならば外を採つても宜いだらう「與修多羅「合者録而用之」外に據らないで自分勝手に捨て居るのは何だといふと自分の法義に對して外の方が難義な文が多いものだから勝手に捨てる（拍手喝采）して見たならば「與修多羅「合者録而用之」といふのを口では唱へるけれ共心では捨て居るから是は論ずるねうらはない（喝采）」

夫から今の立正觀抄に付ての血脈相承といふことは何うしても打破れぬと見へる、そこで私は少し義を教へて上げる成程日蓮相承の法門の血脈とあるものだからしてそれで重きを置かぬのだらう、是は血脈法門の相承と言ふことだ茲に一巻書し參らすとあるのは是れは結り相承に法躰の相承と法義の相承と斯ふあるやうに御説きになつて居るけれ共其實といふものは經卷相承といふものは誤りが多い若し血脈相承によらば誤らなと云ふ事だ此の處から聽いて貰はぬと誤りが生じますよ、向ふさんは唯だ經卷相承々々々々といふけれ共單の經卷相承と之を攝する所の經卷相承といふのと二つあることを知らぬ、此方で見たとところがだ血脈相承だからといつて御妙判は捨てませぬ此の通り證據に持ち出しますから、それは何だと言ひますと血脈相承の上から建立するところの經卷相承といふものだ（ヒヤ々々大ヒヤ）其血脈相承の上より建立するところの經卷相承といふことは血脈相承へ經卷相承の法義を持つて居つて斯ふ當嵌めるから誤りがなく解釋が出来るのである、所が單に經卷相承といひますと云ふと持つて往つて當嵌める所がない解釋するにも夫れを見分けする所の鏡がないから鮮見といふものが起るのだ（拍手喝采）其證據は私が伏線を立てて置いたのはそれだ、

それは今顯本宗が法義紊れて區々になつて居るのが是が現に證據だ（拍手喝采）こちらに於ては紊れないのは何んだと云ふと法義を血脈相承へ持つて行つて斯ふ合せて調べて行くから間違ひが無い（拍手）

そこで先刻からの現證だ現證と道理と文證を以て賣めたのにも返辭なしさ、それから此の文證に對しても打消す文もない、して見ると本多さんの説即ち經卷相承の説といふものは十分私の説く血脈相承の法門に依つて打破られたことは是はモウ明かである（拍手）唯だ今まで御聞きになつた所の説を以て私の説が正しいか向さんが邪かといふ事は是は傍聽諸君の判断に任せます（拍手大喝采、大勝利と呼ぶ）

第七席 本多 日 生 師

唯今論辯せられた順序に付て辯駁しますが始に權實相對がいかにぬといふ譯を御話しやうと云ふ言葉はあつたけれ共何も述べられなかつたそれから此書が權實相對であると立正觀抄を指して言はれたのは明白なる誤りである何故なれば此の立正觀抄は天台の法華に依て立つた止觀、一心三觀久遠實成の妙覺極果の本地難思境智の妙法此妙法と止觀とを比較して止觀法華に優る否法華を捨て、止觀を取るならば天魔破句である止觀と妙法の比較をせられた何處に權實相對がありますか是は權實相對だといふのは正しく阿部師の辯論の誤謬は明かであります夫から證據を擧げられ共辯駁せぬとか反證が無いとか言はれたけれ共澤山あれだけ反證を擧げて辯論して居るに夫に對して寧ろ反駁の辯論の無いといふのは阿部さん自ら言はれるのであらうと思ふ跡に残つて居りますのが奥門派は別に内裏に間違ひが無いといふ議論がナカ々々八釜しい議論があつて現に奥門派の内裏で要法寺とか西山北山とか澤山に分離しましてそうして現に大石寺の方で受繼いで居る日道といふ人は要法寺の方の貫首から云へば無學無智なものだ予が履取りにも及ばずと言ふて矢張り血脈といふものに付て非常な争ひが起つて居ることは事實でないか（人身攻撃する勿れ）と云ひ又よせと呼ぶ者あり場

内喧嘩す）夫だから事實の誤つて居る所の事柄は餘り多く議論しませぬそれで結り夫丈けの事しか論辯はせられぬから先づ立正觀抄が權實相對であつてここに擧げた文證に對してどうして之を辯駁するかといふことは意見を聽きたいものである又血脈の上からして經卷相承を立てると言はれたけれ共其理義も文證も擧つて居らぬから夫を一つ承けりたい

第八席 阿部 慈照師

今私が現證文證道理に付て御答が無いからして、して見ると云ふと彼の説は破れたと云ふことを申したに、それに御答といふものが、どういふ御答だと云ふと興門派も必ず法義紊れて居る其證據は八本山になつて居つて法義の喧嘩をして居るといふ事の説であつたが是は大に御自分さんが其興門派と云ふ上に於て研究が足らぬのだ夫で駁辯されましたから私が辯ずるが興門派と云ふのは御維新になつて法律上合併しなければならぬから八山寄つて興門派と稱して居つたけれ共其以前は必ず皆一本山で立つて居つた（ヒヤ々々）然るに法律上二十ヶ年近く合同して居りましたけれ共法義の違つた所へ合同の出來ないは明かである（拍手喝采）故にこちら丈けは現に分離して今興門派とは名乗らぬ富士派大石寺と名乗つて居る興門派に合同はいやだ、一本に立たなければならぬと言つて昔に溯つて一本に立つたのは法規少しも紊しく無いらして即ち分離したのである（ヒヤヒヤ）又唯今引いた所の御文の解釋の仕様が御分りでないからして向さんが述べないで仕舞ひましたから私が述まするが夫といふものは之を逆に私が讀んで参りましたらう逆に讀んで参つたけれ共あの人が何故に御妙判を逆に讀んで行つたやといふ非難を云はないだろふ大切な論點ではないか逆に讀んで行つて講釋したらそれにはまつて居るぢや無いか（拍手喝采）そこが經卷相承の悲しき血脈相承の尊とさ、逆に讀んで行ても解釋が出來ると云ふのは血脈相承の法門なのだ、そこで私が是は逆に説くと御話をして置

ましたが逆に讀む證據と云ひますると此九の卷に宗祖が逆に物を判じて行つて是が正意であると云ふことは仰せある文證を擧げます何處かチヨット見へませぬが品々を逆次に讀まばとある故歸つて見て歟くと分る、先づ法華經です、法華經を逆次に讀めば末法を以て正となし在世を以て傍となし乃至末法の中には日蓮を以て正となすといふことが書てある（拍手）何處の人が經文を逆から讀んで行つて夫で解釋したのがありまするか是宗祖が御相承の法門であるからさういふ解釋をなすつたのだ、して見るといふと此法義の解釋に付ては御答がないのは即ち法義を知らぬ事は分つて居る向さんの法にもう自分から答をしないから破れた事は明らかである（大拍手喝采）

第九席 本多 日生師

第一に立正觀抄に付てから權實相對と云つて避けられたのであるから是は權實相對でないといふ事になつて仕舞へば先きに避けたのは不都合になつて來るから權實相對で無いといふ然るに夫に對して一つも明答が無い事があります一つ是が即ち論旨の窮したと云ふか落されたといふか答辯が出來て居らぬ夫から第二に血脈の上に於ての經卷相承と云ふ事を尋ねたのに其引證として唯逆次と云ふことを擧られた法華取要抄の文である、是が何故即ち血脈の上に經卷を立てたといふ證據になるか是は唯後に至つてから段々末法の爲と云ふ事が明かになつて居るから其經文を讀んで立返つて前の方に説いてある法華經の御文意を考がへたならばといふことであります、斯ふ云ふ様な事は手紙を讀むに付ても總ての讀書眼に於ても誰でもやらぬならぬことである、それを以て血脈の上に立てた經卷相承といふものはサツパリ證據にもならぬければ理義にもならぬ夫より外は、それより外に於て今少しも辯論せられないのでありますから既に之を以て血脈の上に經卷相承を立てた杯といふことは大變經卷相承の論法に近づいたといふのが降伏しつゝあるといふて宜いのだ自分主張

する、平素主張して居る事柄は先きに阿部師が言はれたけれ共法門相承とあるといはれたけれ共そのいふ事が興門の主張の中の何處にある二點に分けるならば法体相承と經卷相承と分るのである然らば此經卷相承といふ事に付て今擧げられた如き立證であるならば最早其論旨が我々の主張の下に服して來り又法華經に依て推して來ることになるから故に今少し議論があれば辯駁致しますが最早今丈けの事であれば餘り辯論する必要が無いから尙次の議論を聽くことに致しませう

第十席 阿部 慈照師

先程から誤解されて居つたようでございます逆次に之を讀むと云ふのは此文を逆次に讀んでも夫ても法義が立つて行くのが即ち血脈相承の法の徳であるといふことだ私が即ち逆次に讀んだあの文が血脈相承の中から建立した經卷相承と云ふものは必ず此文に依つて成立つたと云ふ譯ぢや無い夫を誤解されて血脈相承の中より成立つ經卷相承は逆次に之を讀むといふ法華取要抄の文を持つて來たのは必らず夫は違つて居るといふのは誤解されたのです私が唯だ其逆に御文を讀んで行つて解釋して法義になるのが血脈相承の難有法門だと云ふ例證に唯法華取要抄を引いたのである(拍手喝采)それで大切の法門です、大切の法門と云ふものは血脈相承を離れて、そうして經卷相承で必ず立つものぢやないのだ若し經卷相承で立つたならば其誤りが生ずるといふ事を是から其例を申します、と云ふのは宗祖が第一經、第二天台の御釋に依て一應法義を御立てに成つたのと云ふものは何處から起て來たと云ふことを考へなければなりません是は天台と云ふ人は昔靈山の在世に於て藥王と云ひ支那に於ては天台と云ひ日本に於ては傳教と名乗る是即ち血脈相承を御受けになつて來た人である(大喝采)そして血脈相承を御受けになつて來た人であるから説く所の法義が紊れぬからして此法義が紊れないと斯ふ宗祖が御説きになつたそれで今佛滅して今日に至る迄隨分多く宗派もありませう、

あるけれ共顯本宗に言はせるといふと顯本宗と云ふもの、外佛に成れる道はない餘は皆無得道だといつて責めて居る(拍手喝采)そこで責めらるゝのは何だと云ふとは是は血脈相承が無くして唯經卷相承に依て立てた宗派であるから宗祖も御責めに成たのである諸宗の開山論師方といふものは血脈はなかつたのだ唯其御經を見て自分が解釋して成程是が釋尊の正意だと言つて法義を立てて來た、そこで誤りが生じた斯ふ云ふので、それで在世に於て血脈相承を受けた所の人の法門と云ふものは必ず其誤りが無いのだ餘所は血脈相承ではない唯だ經卷相承を本として法義を立てたから誤りが生じたといふて現に今諸宗諸他門を責めて居らるゝのはそれであります(拍手)自分が責める時には血脈相承で無ければならぬと法義を立て、そうして經卷相承を以て立て、諸宗諸他門を責めて置ながら此方から責めらるゝ時には實は經卷相承だといふ、それは勝手な法義だ(拍手)そして大切なる所の法門と云ふのは必ず其血脈相承でなければならぬと云ふのは私が此處へ文證を引くのて是は内の廿二の卷「一大事の秘法を靈鷲山にして相傳し日蓮が肉團の胸中に秘し隠し持てり」と斯ふある宗祖の一大事の法といふものは何んだ、三大秘法であらう(拍手喝采)三大秘法と云ふものは經卷相承から出たのか、血脈相承から出たのだらう(ヒヤ)として見たならば宗祖三大秘法を弘めんが爲めに御出現になつた時に血脈相承に依つて受けたところの法を御弘めになるのであつたならば必ず血脈相承で無ければならぬことは明かであるだ(拍手)そこでこちらに於ては血脈相承あるゆへに法門といふものは少しも紊れぬその所を以て見るといふと斷然血脈相承が優れてある向さんは劣りてあるといふことは明かであるから先づ其判斷は皆さんに願つて置くだ(拍手喝采)

第十一席 本多 日生師

唯今の辯論に於て第一が逆次に之を讀むと云ふことが其文字を逆次に讀んで行く處に血脈があるといふ事て

あつた大變是は窮屈な解釋だらうと思ふ物を逆まに讀む例へば文字を逆まにでも讀んで行くといふことはそれういふ意義で宗祖が之を言はれたものではない「勸持提婆實搭法師と逆次に讀めば」といふので文字を逆まに讀むことではない經が勸持品提婆品實搭と斯ふなつて居る是は行者の意に依つて前を照して行けばといふことであつて血脈相承だからとて無茶苦茶に横から讀み下から讀むそんなことで血脈相承がある譯は無い果してそんなことを以て血脈相承といへば實に法義の曲解も起り誤謬の起るは當然と言はぬければならぬ夫から彼靈鷲山に於て一大事の秘法を相傳すと云ふ南條抄を引いて之を血脈相承の證據だと言はれたが何故血脈相承の證據になるかは神力品の時分に於て釋尊より法の付屬を受けたとて其法の付屬を受けるのが迦葉尊者が破顔微笑したやうな工合にニッコリ笑つて唯說教もなしで受けた内緒で呼んで話されたといふものは無い明かに神力品に於ては結要付屬と云つて結要付屬の經文の所に於ては明白に皆於此經宣示顯説と御説きなすつて皆此經に於て宣示顯説して決して隠して傳へたものでないのみならず夫を傳へられる時に於て釋迦牟尼世尊が其上行菩薩に言はれるに己が腹へ受けて居るものがあるから之を傳へるといふよふなとては到底末法の教法の紊亂をどふすることも出来ぬから「於如來滅後知佛所說因緣及次第隨義如實說」といふて佛の所說の經の因緣を能く知り一切義に隨つて實の如く説けといふ命令がある、故に宗祖の開目抄に於ても幾ら首を斬ると云つても日蓮の主張する説が智者に破られずんば用ゐる其裏には智者あつてわが義を破るならば用ゐるといふこととそれであるから幾ら議論に於て責められやうとも幾ら道理の上に於て反駁されよふとも中に握つて居つて放さぬといふそんな軟弱な方法に依て宗祖が宗旨を開いたもので無い又其三大秘法なるものが經文の上に説き玉はずして夫が日蓮上人の魂から割出して來たものであるか否やといふと決してそんなものでは無い其立證としましては幾らもある録内の二十八の治病抄の中に於ては「佛は分明に説き分け給

ふれ共佛の滅後より云云」とあつて佛は分明に説き玉ふた宣示顯説と言はれた法華の尊い所以は外の經では果分不可説と言つて説かないが法華は果分を説て居る宣示顯説したものが法華經の長所と云ふことは分る左れば撰時抄には「天台の未だ弘通し給はざる最大深秘の大法經文の面に顯然なり」此天台傳教の未だ弘通し給はざる最大深秘の大法經文の面に顯然なりといふのはどういふものでありましたか日蓮上人が立派に道理ある經證に依つて各宗統一の主義を發表する事が出来ずして我は唯上行の再誕であるからといふそんな軟弱な筆法を以て法を弘めるものではないモウチット議論をせよといふ事でありすが論駁する種がありませぬから議論する種が出れば幾らでも議論する

第十二席 阿部 慈照 師

向さんは餘程弱つて御出でたから此證文を出したらモウ破れて仕舞ふから勝劣け決して仕舞ふ、といふのは向さんが經文の面に顯然たりとか宣示顯説とか分明に之を説くとかと云ふ説を述べられて、そうしてそういふものじゃないと言つて唯今引いた所の南條抄を責められたが夫は甚だ誤解である、何故といふと宗祖が三大秘法を法華經の文の上に顯然だと仰せあるのは血脈相承があるから顯然だと仰せあつた何故と言いますといふと末法に三大秘法といふものが必ず生れるものといふことは經文に顯然に誰が見ても分りますか分りますまい、分らぬので則ち宗祖まで、三大秘法無かつたのだらう(拍手)無かつたのは何だと云ふと經文の面に顯然とあるけれ共宗祖の御心からは血脈相承あるから此中に三大秘法あると云ふことは見へるけれ共餘所の人は血脈相承といふものが無いから其文を見た所が分らぬから現はれてなかつた(拍手喝采)それで此處へ宗祖が其證據を御擧げになつた十三の卷に「此經は相傳にあらずんば知り難し」と斯ふ御擧げになつた宣示顯説とか分明に説くとか或は經文の面に明かだとか言ふのは是は血脈相承のあつた人が云ふ事で相承の

無い人は言はれないことである(拍手喝采)して見ると顯本が今まで説いた所述べられた所の説といふものは淺薄なることは唯今の文に依つて顯然であると思ふ(大拍手喝采富士派大勝利と呼ぶ)

「此時本多氏約に違ひ起つて辯せんとす場内喧嘩遂に臨場警官より解散を命ぜらる」

●編者云阿部師對本多氏の法論は個人的に舉行せられたるに相違なきも其論旨は一宗の法義と見做して差聞なかるべし何んとなれば變きの一宗代表委員が締結せし規約書中の論題並に引用書目を其儘應用せられたるなればなり而れども法論決定法及び決定後の方法等は規約せられず唯だ双方辯論の旨意の正邪を聽衆をして判定せしむると云ふに在りしなり故に法論當日聽衆の多數が何れの論者の辯論に感動賛成せしかば當日聽衆の皆な實見せる如くにして阿部師の論旨に滿場大多數の喝采拍手ありし事は毫も掩ふ可からざる事實とす

故に予輩編者は顯本徒の如く後より曲筆以て論辯せんと欲したる主旨は斯くありしとか又は論者其者が勝手に附會糊塗の愚言を列ね強て自己論辯の意義を補足粉飾するの卑劣を爲すの類にあらざるなり然れども予輩編者は此書を読み双方論者の論旨の是非邪正を判定する者の爲の秤量を供せんとす

抑も教法教理の是非邪正を論難問答するには必ず道理文證現證の三者に依らざんばならず此三者は問答對論上教法教理の是非邪正を決定すべき方軌にして之れ佛法の通規なりとす故に此方軌に則らざる論難問答なるに於ては縱令口角味を飛ばし千萬言を費すとも亦た筆を秃にし長日間の語を列ぬるとも到底辯論の停止する所なく論旨の明晰を得ず法理の邪正をも決する能はざるなり斯の如きは所謂水掛論なるものにして何の益する所なく寧ろ有識具眼者の嗤を招くに過ぎず故に其筆端と口頭とを問はず法理の是非邪正を討窮する者堅く此方軌を遵守すべきなり而して此三者の方軌たるや俱に相須て離る可からざる者と雖も亦た自

から淺深次第の在るあつて存するなり我宗祖大聖曰く日蓮佛法を試るに道理と文證とは過ぎず又道理文證よりも現證には過ぎずと金語誠に以へあるなり

今ま阿部師と本多氏との法論に徴するに果して如何ぞや抑も兩論者の論旨を檢按するに本多は屢々論題外に奔逸し往々本佛論を混淆せるが如き論旨滅裂し意義支離す特に經卷相承の文證に守護國家論開目抄を引き血脉相承を駁するの現證に典門八山の狀況を云ふが如き事實詮索の杜撰證據引用の誤謬なる論旨一も立たず且つ問答對論上の方軌には毫も符當せざる冗言贅語を哂するに過ぎず大略より言へば彼れの論旨は空理の一端にして恰も蛙鳴蟬噪の類のみ

之に反して阿部師の辯論や論格整々として語調亂れず意義最も明白なり顯本が現に其宗内に於て法義一定せず區々たる異解を主張し己々に佛説を唱導し宗旨の本源常に溷濁に宗門の綱紀方々に紊亂せるは所謂經卷相承のみに依り自己の僻見に任せて經卷を曲解するに基くものにして恰も叡山天台の末流の邪義なるに違はざる事實を列舉し現狀を對照して立正觀抄を引證し顯本の亂脈を理文現の三證に照らし具さに彼の非法邪義を説明駁撃せられたるは頗る痛切適切なりとす

加のみならず富士派に於ては古往今來化儀化法秋毫も亂れず殊に宗旨の本源基礎確立して宗祖已來歷世之を紹隆し始終一貫未だ曾て微塵も異義を雜へたる事あらざるは實に是れ宗祖の正統血脉相承を紹繼せる現證にして祖書經卷を解決するに純潔正確宗祖の正意本懷を顯影し各派に獨歩超出せる所以の者も亦た之れ血脉相承あるが故なり

若し經卷のみを見て以て佛法の本旨を解決するを得ば法然にまれ弘法にまれ其他禪律真言淨土等各宗派の祖師等も宣示顯説の法華經を讀みて其本旨を解決悟了すべきに然らずして却て己義を立て僻解を生せしは

要するに血脈相承なきの現證にして顯本徒亦た此れと同一一般なり斯の如く事實現證の抹殺すべからざるに於ては顯本の所謂經卷相承なる者は到底宗祖の正意を得たる者に非ず

抑も顯本は單に經卷相承の下に宗義を立つるが故に異端百出曲解續起し彌上邪岐に迷ふ固より當然のみ蓋し顯本の所謂經卷相承なるものは私に言ふ所の經卷相承なる事は日什が宗祖滅後數十年の後始めて日什的法義を唱導せるを以ても之を知るを得べし故に宗旨の根蒂は宗祖の本懐に基くに非ずして日什が僻案附會の曲義を根本とす換言すれば顯本は根幹枝葉華果共に宗祖の本懐より生じたるには非ず唯だ名を借り祖書を盗用せるに過ぎず是を以て其末流の輩異解を生じ己々の私義を主張し現今の紊亂を致す豈に怪むに足らんや

蓋し相承に經卷あり師資あり血脈あり就中血脈相承を最とする所以は經卷相承と云ひ師資相承と稱するも皆血脈相承に附隨含有せらるる故に富士派に於て血脈相承と云ふは主要なるを以てのゆへにして敢て師資經卷の相承なきに非ず總て此等の相承は宗祖より歷世之を紹隆せらるるなり彼の顯本の所謂經卷相承なる自己勝手に名稱せるものとは其轍を異にせるなり

而して富士派は血脈相承ある故に師弟相資け法統一系連續紹隆し血脈相承ある故に經卷の正意を誤らず彼塵の異解なく宗旨の本源確立し宗門の基礎鞏固に萬古に涉て變ぜず各宗派に卓絶し鎮へに法威を輝す所以は則ち宗祖正統血脈相承を特有せるを以てなり然るに日什の濁流を汲むの徒之を羨望するの餘終に嫉妬貪婪の邪心を起し非望を覲視す恰も將門が擬宮を猿島に造り皇室を窺ふの反逆と何ぞ異ならん

信ら阿部師の論旨と本多の論旨とを對照し孰れか宗祖の本懐に適ふや否やは正確なる道理文證現證に依るに加くはなし蓋し法論當日滿場大多數の聽衆が阿部師の論旨に感動贊成と表し拍手喝采せるは正に是れ全

師の論旨が此の三者の方軌に依て辯ぜられ本多の論旨即顯本の所立が邪にして富士派の法義が正なりと判定せるに外ならざるべし依て讀者も亦た此正確なる標準に憑り此書を看ば兩者の邪正是非を知ること掌中の菴羅菓を見るよりも容易に明かならん故に予輩編者は喋々冗言を爲さず餘は有識具眼者の判定に一任せんのみ之を結論と爲すと云爾

明治三十四年六月十日印刷
明治三十四年六月十三日發行

(定價金貳拾錢)

著作人

東京市芝區烏森町一番地
由井幸吉

印刷人

東京市本所區向島小梅町百六十七番地
野寺謙吉

印刷所

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
英舍

發行所

東京市淺草區北東町五番地
朝倉屋吉田久兵衛

發行所

東京市日本橋區通一丁目十五番地
須原屋北島茂兵衛

1/36

81
646

